

# 第5期第5回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和4年2月15日（火）

18時30分～20時

場所：市庁舎18階 みなと4・5

## 議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 議事  
横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討について
- 4 閉会

### 〔配付資料〕

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿          |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿         |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例                  |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱                |
| 資料5 | 横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討について   |
| 資料6 | 意見一覧及び意見に対する考え方・対応              |
| 資料7 | 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂（案） |
| 資料8 | 令和4年度こども青少年局予算概要（抜粋）            |

## 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎: 部会長    ○: 職務代理者  
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あおやぎ ひろこ 青柳 寛子	(☆)
2	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
3	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
4	市民委員	いけだ ひろひさ 池田 浩久	
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやざき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
8	横浜市小学校長会 副会長	みずしま たかし 水島 貴志	臨時委員 (☆)
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和4年10月31日まで  
 ☆は新任委員

## 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

所 属	氏 名
こども青少年局	
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
放課後児童育成課担当係長	南 雲 純 子 ( ☆ )
青少年育成課長	梶 原 敦 ( ☆ )
青少年育成課担当係長	山 田 陽 子
教育委員会事務局	
教育政策推進課担当課長	佐 藤 悠 樹 ( ☆ )
教育政策推進課担当係長	平 戸 秀 樹 ( ☆ )

☆は新任

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

# 横浜市放課後児童健全育成事業の 質の向上に関する検討について

---

令和4年2月15日 子ども・子育て会議 放課後部会



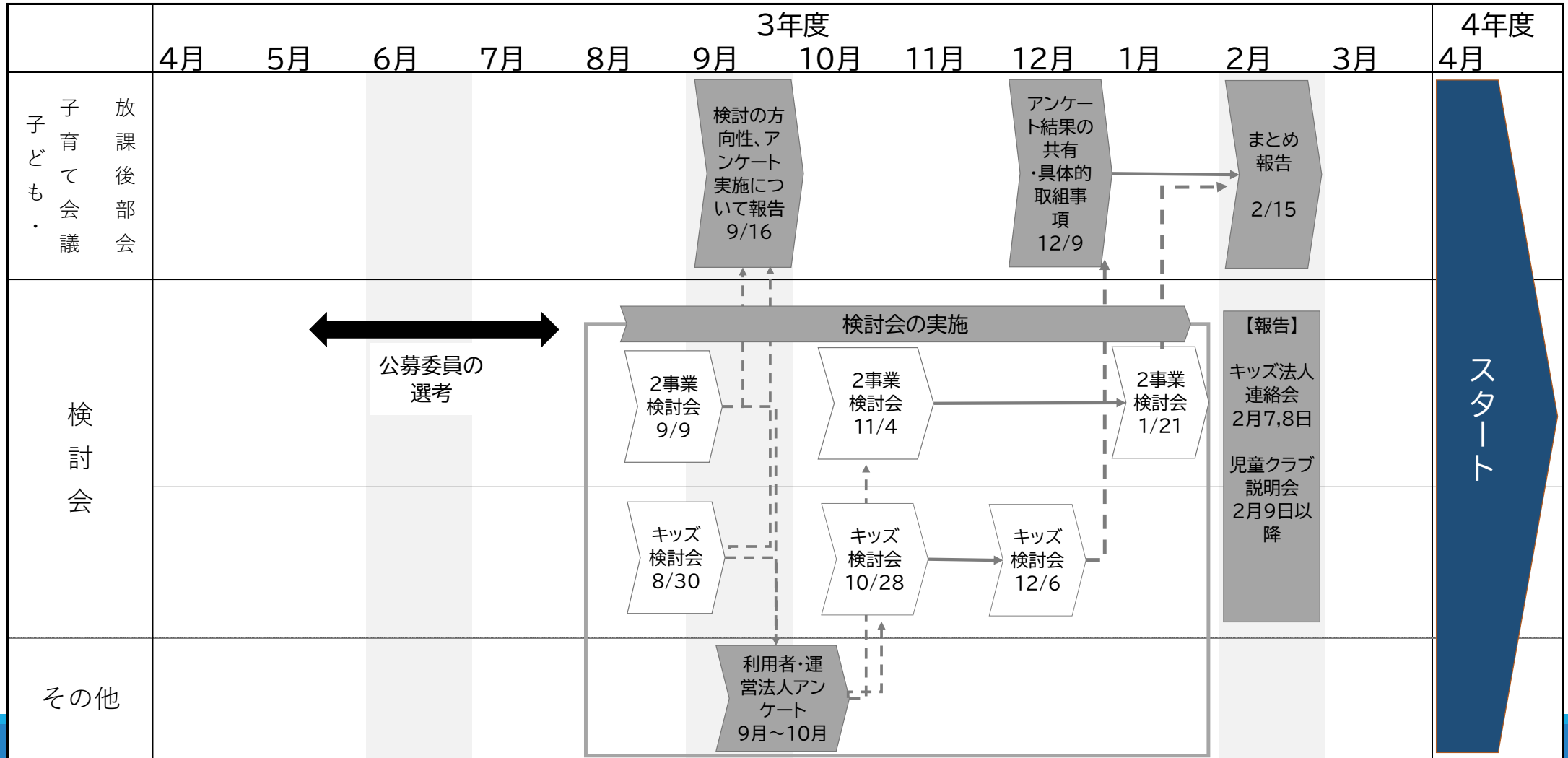
# 内容

---

- 1 3年度の検討経過
- 2 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂
- 3 令和4年度予算概要について

# 1 3年度の検討経過

2つの検討会（懇談会）を各3回実施し、放課後部会にもご意見をいただきながら4年度に向けた検討を進めました。



## 【参考】 検討会（懇談会）について

	検討事項	事業	委員
2 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂</li> <li>・ 人材育成、人材確保策の強化</li> <li>・ 地域立ち上げ法人、運営委員会形式クラブの支援</li> <li>・ 事務の効率化 等</li> </ul>	キッズクラブ 児童クラブ	放課後部会委員 キッズクラブ関係者 児童クラブ関係者 市職員
キ ッ ズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活の場、遊びの場の充実</li> <li>・ プログラムの考え方の整理</li> <li>・ 高学年の居場所の検討</li> <li>・ 保護者の参画の検討</li> <li>・ その他ニーズの検討</li> </ul>	キッズクラブ	放課後部会委員 キッズクラブ関係者 市職員

## 2 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂

横浜市の放課後施策の全体的な施策の方向性を定めている「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という)を改訂し、令和4年4月から施行します。

### (1)改訂までの流れ

実施日	対象	内容
9月9日	第1回 2事業の検討会	見直しの方向性について検討
9月16日	第3回 子ども・子育て会議放課後部会	見直しの方向性について意見聴取
9月30日～ 10月15日	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ	見直しの方向性について意見照会
11月4日	第2回 2事業の検討会	改訂案について検討
11月24日～ 12月10日	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ	改訂案について意見照会
12月6日	第4回 子ども・子育て会議放課後部会	改訂案について意見聴取
令和4年1月	第3回 2事業の検討会	クラブからの意見聴取を踏まえた改訂案について確認
令和4年2月	第5回 子ども・子育て会議放課後部会	改訂案について確認

## (2)「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」の改訂案について意見照会

### ◇概要◇

期間:令和3年11月24日～令和3年12月10日まで

対象:放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ(法人、従事者問わず)

### ◇結果◇

投稿数:157件(うち、特に意見なし55件) 意見数:318件

(意見の内訳)

第1:19件 第2:15件 第3:20件 第4:14件 第5:25件 第6:51件

第7:33件 第8:25件 第9:21件 第10:45件 第11:13件 第12:37件

### (3)意見一覧及び意見に対する考え方・対応

資料6のとおり

\*資料1の意見については、大きく以下の4つの項目に分けています。

- ①反映 意見を反映し、案を修正したもの
- ②賛同 案と同趣旨または賛同したもの、
- ③参考 具体的な事業や取組みを進める上での参考とするもの
- ④その他 その他(質問、問合せ、案との関係がみられない等)

### (4)改定案

資料7のとおり

### 3 令和4年度予算概要について

4年度に向けた具体的取組事項（案）の内容を踏まえて予算を編成しました。

#### 【R3.12.9放課後部会 資料抜粋】 4年度に向けた具体的な取組事項（案）

##### (1) 人材確保

現在実施しているウェブサイトやチラシでの周知に加え、クラブが採用したい人材に合わせた効果的な広報手段（SNS等）の活用や周知先の拡大等広報を強化していきます。

##### (2) 人材育成

市が実施する人材育成研修では、職員の経験年数等のレベルに応じた講座を増設し、個々のキャリアに即した知識・技術を身に付けることができる研修としていきます。また、運営主体による人材育成が一層進むよう研修計画の策定や、法人向け研修の実施、事業に携わる職員の交流機会の創出など人材育成の取組みを強化します。

##### (3) 地域立上げ型のNPO法人・運営委員会形式の児童クラブの支援

事務等の負担軽減のため、外部（社労士、税理士、事務受託会社等）に業務を委託できるよう支援を検討します。

##### (4) 事務の見直し

4年度から補助金の様式改訂や事務フローを見直し、分かりやすく簡便な補助制度となるよう改善していきます。

(5) 「遊びの場」の充実

子どもたちに一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、地域で活動する皆さまや民間事業者の方々等との連携を支援することにより、プログラムの内容の充実に取り組みます。また、各クラブが実践するプログラムを募集し、その内容を全てのクラブに発信することで、クラブが様々なプログラムに取り組むことができるよう支援します。

(6) 「生活の場」の充実【キッズクラブ事業のみ】

コロナ禍によって働き方が多様化している中においても、「長期休業期間の朝の開所時間を拡大」のニーズが高いため、土曜日を除くキッズクラブの開所日である学校休業日（春季・夏季・冬季・学年末休業日、開港記念日、学校行事の振替休日）の開所時間の前倒しを検討します。（開所時間としては、現状の8時30分から30分程度の前倒しを検討）

また、通常期と比較して預かり時間が長い7・8月については、安定的に運営を行うことができるよう、利用料について月額500円程度の増額を検討します。

令和4年度予算概要については資料8参照



## 【参考】育成支援体制強化加算の新設

---

活動場所の消毒・清掃、おやつが発注・購入、会計事務等の運営に関わる業務など、児童の育成支援の周辺業務を行う職員(以下、「運営事務等を行う職員」という。)の配置等を行うことにより、クラブの育成支援の内容の向上を図ることを目的として交付する人件費等補助です。

### ア 補助対象経費

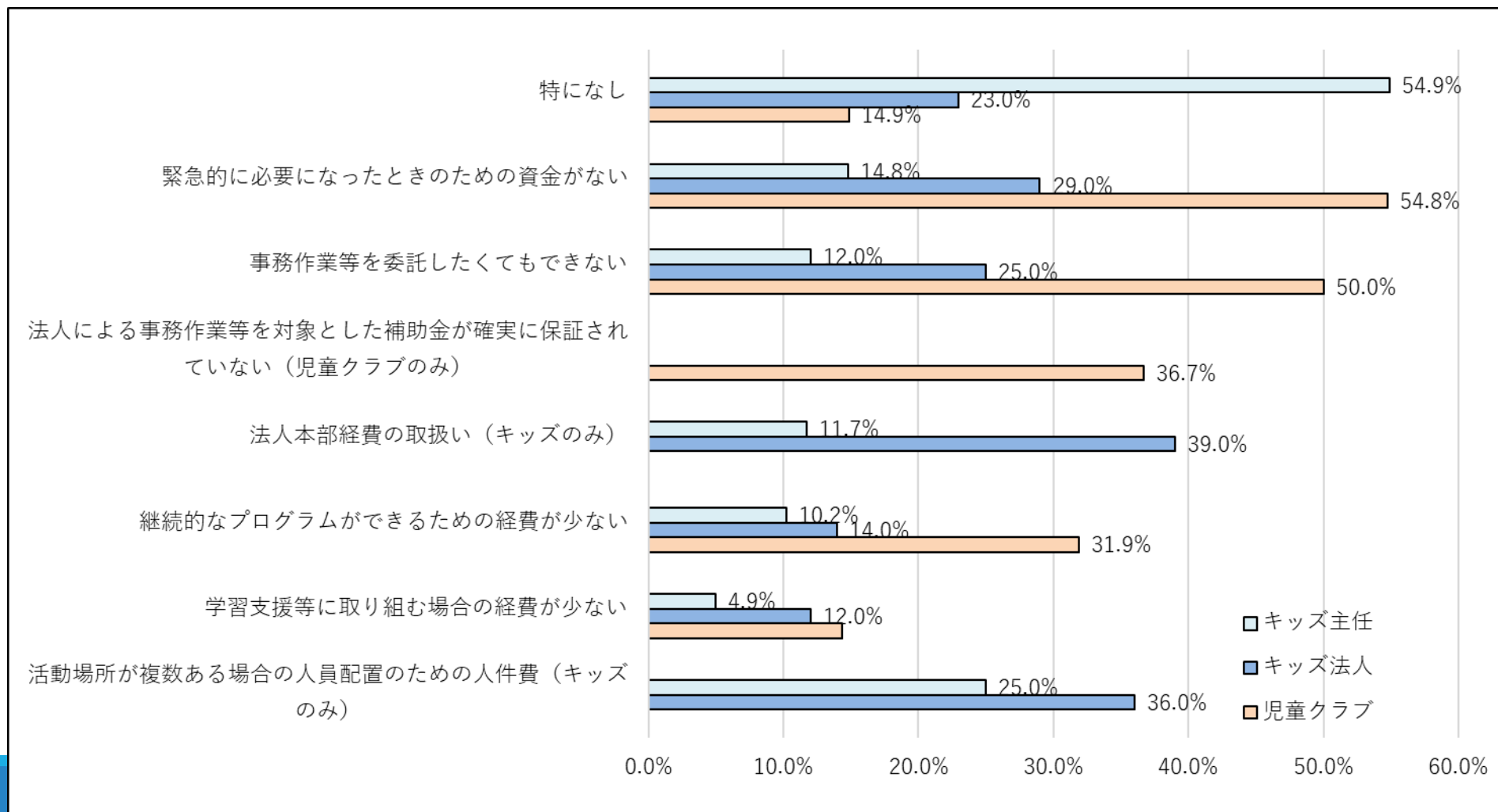
運営事務等を行う職員の配置等に要する経費です。運営事務等を行う職員とは、次の業務を行う職員をいいます。

### イ 補助額

1クラブあたり 1,443,000円/年

## 【アンケート結果より】

Q:クラブを運営していくうえで、資金面で困ることは何ですか(3個まで選択可)



## 【参考】令和4年度 放課後キッズクラブの開所時間及び利用料金(変更点は下線)

		わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
			区分2A：ゆうやけ	区分2B：ほしぞら
開所時間	平日	放課後～原則午後4時まで※1(コロナや猛暑等の状況下では利用制限)	放課後～午後5時まで	放課後～午後7時まで
	土曜日	-	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで
	<u>土曜日を除く</u> <u>学校休業日</u> (長期休業日等)	2時間程度 (時間はクラブが設定)	<u>午前8時</u> ～午後5時 ※2	<u>午前8時</u> ～午後7時 ※2
利用料	月額 (7, 8月を除く)	無料	2,000円+おやつ代	5,000円+おやつ代
	<u>月額</u> ( <u>7, 8月</u> )	無料	<u>2,500円</u> +おやつ代	<u>5,500円</u> +おやつ代
	一時利用/回	800円+おやつ代	400円(午後5時以降も利用する場合)	-
保険料/年		800円以下		

※1 プログラム実施時の特例あり。

※2 令和4年度においては夏季休業以降実施。それまでは8時30分の開所

## 意見一覧及び意見に対する考え方・対応

## 「第1 基本的な考え方の目的」について

意見	意見に対する考え方・対応
今回のコロナウイルスのように、またはそれに限らず、社会とは刻一刻と、あるいは唐突にその状況を変化させていくもので、子ども達の安心、安全な育ちを保障するためには常にそれに柔軟に対応していく必要があります。 そのためには、『定めた』『話し合いの場を持った』という過去形ではなく、『常に検討の場を持ち続ける』ということこそが何より重要だと考えますので、この項目ではその点を明言して記載していただきたいです。	反映(第12に反映)
今後も検討を進めていく上で、現場の声や状況の把握に努めていただきたい	反映(第12に反映)
「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後の居場所を確認する」という観点に沿って活動を行っている。	賛同
有識者などからなる会議だけではなく、働いている人からの意見も吸い上げて欲しいと思います。	参考
「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する」と明言しているのですから、忠実に実践していただきたいと思います。 これを踏まえて、今年区分1への利用時間短縮や利用日の制限は、上記の一文に則していないと考えます。ぜひ改善をお願いしたいです。	参考
机上の理論ではなく現場の声も反映していただけたらと思うので検討会のメンバーには現場を知る方がいていただけたら幸いです。	参考
有識者等からなる「横浜市こども・子育て会議 放課後部会」には、現場の声を十分に吸い上げてもらえることを期待します。	参考
全ての子供たちとうたっているの、いま一度原点に戻って見直すことも必要と思えます。	参考
横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会の方や有識者という方が現場を見ているかがそもそも疑問です。もう少し現場の実情がわかる方にメンバーとして入っていただきたいです。	参考
全部の項目において、学童では当たりまえとして心において活動しているものである。それが通じて改定案に掲げられるのならば、これから学童の必要性を重んじてもらいたい。	参考
「全ての子ども達にとって・・・」と有るが、全ての子ども達とは利用料を支払った子ども達を指しているのでしょうか。区分1の子横浜市の横浜市の大切な子ども達で有るにもかかわらず、利用時間を16時までにするとは、この案を検討された方は現状が全く理解されていないようで、6時間目の授業が終了するのが15時半頃、それからの参加となればすぐに16時になってしまいます。そうなれば、必然的に参加は無理になるわけです。文章として書かれていてもそれは責任逃れのため付け加えたとしか思えません。 子ども達にとって何が必要か考え直して欲しいです。	参考
有識者の検討会に、是非、現場の状況・意見を把握して頂きたいです。	参考
まず、『横浜市放課後健全育成事業の質の向上に関する検討会』についてですが、十分に検討を重ねられた会であったのが疑問に思います。 参加された方に伺った話や話し合いの回数を考えると、十分な検討が重ねられた用には思えず、参加者の意見や思いが十分に反映されないまま『検討会を持った』『意見を聞いた』という文章が記載されることに不誠実さと危機感を感じます。	参考
有識者等からなる「横浜市こども・子育て会議 放課後部会」が中心となり検討を進めていくことには理解を示しますが、現場の意見が多分に活かされるよう、引き続き各事業所へのアンケート調査をお願いいたします。	参考
すべての子どもたちは、この国の未来を背負っていく宝です。 充実した学童期を過ごすことが、それぞれの人生にとって、大切な土壌となるでしょう。 彼らが将来どんな花を咲かせるかは、義務教育を担う教育者と同様、放課後の遊びと生活の場を見守る私共の在り方にも大いに左右されるところと思われれます。放課後児童健全育成事業の質の向上についての基本的な考え方について、検討会の皆様にご指導とご鞭撻を賜れますよう、宜しく申し上げます。	参考
改定案の中に「検討会からの意見を踏まえ」となっているが、どの程度意見が反映されたのか現時点では判断できず、意見が反映されているか言い切れない。見直しの内容が決定しないと何とも言えない。	参考

すべての子どもたちにとってということが、目的としてきちんと達成されることを強調してほしい。区分が増えることで利用が難しい家庭が増えていると思う。必要な子供たちにとってというのが適切かと思う。	参考
放課後部会の検討内容に即して見直すことは良いのですが、放課後児童健全育成事業（区分2）に偏っているように感じます。 放課後子ども教室事業（区分1）の子ども参加やプログラムの開催が制限されていると感じます。 生活と遊びを比べて生活が優先されるという考えも理解はできますが、子どもたちの放課後の時間に生活、遊び、学びは区別なく、渾然一体となっていると思います。 土曜日、学校休業日の利用の制限、プログラム参加の特例で4:30までの参加が認められるのが年間100日程度とする制限など・・・。感染症拡大防止とは違うものがあるように感じます。 二つの事業のバランスを取ってもらいたいと思います。	参考
1) 横浜市こども・子育て会議 放課後部会の議事録を拝見しましたが、キッズクラブの事ばかりで、放課後児童クラブの話が出ていません。 放課後児童クラブについての会議がない理由を教えてください。 会議に放課後児童クラブの議題がないので、変更点はキッズクラブへの支援拡充だと捉えられます。	その他

## 「第2 事業の理念」について

意見	意見に対する考え方・対応
<p>変更案) 小学校就学後の学齢期は、子どもたちが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもたちの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、すべての子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に自己肯定感を高めながら、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことができる社会の実現を目指します。</p> <p>そのために、各事業は、第一に、すべての子どもたちを対象とします。第二に、子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。家庭以外をつながりを持つことで、子育て家庭の子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減させるとともに、多様な価値観に触れることで、家庭の子育て力を高めることも重要です。</p> <p>変更案理由) 「また」の前段の文脈（なぜ意識を持つことが重要なのか）の理由は、家庭以外をつながりを持つことで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させること</li> <li>・多様な価値観に触れること</li> </ul> <p>が得られ、家庭の子育て力を高めることができると思うからです。 文言については「横浜市子ども子育て支援事業計画」p29 2 計画推進のための基本的な視点を参考にしました。</p>	反映
いまだに制約が多い中、実現は難しいですが安全第一で児童を見守っていきたいと思います。	賛同
家庭・学校・地域の中でつながりを持ち地域社会に参加できるようサポートしていきたい。	賛同
賛成です。第一に全ての子どもたちを対象とするとありますが、現行の制度では区分1の子どもの利用が制限されていて、形だけの様に感じる部分もあります。	賛同
すべての子どもたちを対象とすることが理念として掲げられていながら、各運営主体の自主性・主体性を生かせない足枷を感じる。	参考
「すべての子どもたちを対象とする」と言いながら今年度の改正ではわくわくの子どもたち、上級学年の子どもたちが参加しにくい（できない）制度となっている。午後5時までは無料で参加できる昨年度までの利用区分に戻すべきではと思う。	参考
区分1の児童の居場所はほぼなくなりました。特に15:30下校の高学年。これでもいいのか？ただただ疑問です。	参考
地域と学校との連携についてもっと深堀出来ないか	参考
医療的ケアが必要な児童への支援は必要であるが、現場の職員がどこまで介入していいのか、どこまで支援ができるのかについても検討していただけたらと思います。	参考

特になのですが、コロナ禍（いつ収束するかわからないので）での集団生活にも視点を置いてください。	参考
「第一に、すべての子どもたちを対象とします。」とありますが、今年度からの制度は建前として全児童を対象としているものの、留守家庭児童の生活の場を中心としたものに思えます。遊びの場と生活の場のバランスを取り直した方が良いのではないのでしょうか。	参考
第1の意見と同じです。 ↓第1の意見 「全ての子ども達にとって・・・」と有るが、全ての子ども達とは利用料を支払った子ども達を指しているのでしょうか。区分1の子横浜市の横浜市の大切な子ども達で有るにもかかわらず、利用時間を16時までにするとは、この案を検討された方は現状が全く理解されていないようで、6時間目の授業が終了するのが15時半頃、それからの参加となればすぐに16時になってしまいます。そうなれば、必然的に参加は無理になるわけです。文章として書かれていてもそれは責任逃れのため付け加えたと思えません。 子ども達にとって何が必要か考え直して欲しいです。	参考
内容そのものには異論はありません。 ただ、ここにある『全ての子ども達が豊かな放課後を過ごせるよう』という文章は、社会的なジレンマとして以前に、横浜市のシステム的な問題で実現できていないものです。 これ場で通り、この内容を保障できない、保障し続ける気が無いのであれば、『社会的に恵まれた家庭の子どもだけに選択の機会を与える』や『公平では無く平等のみに重きを置いて保障する』と明文化するべきですし、載せ続けるのであれば、最大限の努力を持ってしてこの内容を保障する覚悟を持っていただきたいです。	参考
理念はとても素晴らしいと思いますが、すべての子どもを対象として利用者の数自体も増える、利用児童の多様化（個々に対応が必要な子どもの増加）、外部学童の引き渡しなど、到底きめ細やかな対応ができる状況でないことをどうお考えなのか知りたいです。	その他
当てはまらない部分に関しましては、都度の相談・検討をお願いしたいです。	その他

### 「第3 遊び・異年齢交流の場」について

意見	意見に対する考え方・対応
昨今、兄弟数が少なかったり、一人っ子が多くなったりしているので年齢の違う子と遊ぶことにより色々なことが学べて良いと思います。	賛同
低学年の留守家庭児童の利用が増えているなかで、高学年の遊び場としてキッズを活用していく、というのは現場としてはなかなか対応が難しいと感じています。高学年が遊びにおいて低学年をリードしていくという形が理想だとは思いますが、現状は高学年の都合のいいように低学年がふりまわされたり、トラブルが多いのも事実です。	参考
「遊びや異年齢交流の場」という記載がありますが、令和2年度から変更された受入態勢では難しいと思います。 わくわく区分（旧区分1）の児童は基本的に16：00までしか利用できない状況下では、3年生以上の児童等、6時間授業を受ける子どもは30分程度しか利用できず、異年齢交流の場としての機能を果たせません。 「プログラム特例の活用」により30分程度活動時間は伸びますが、「プログラムに参加しない子ども・自由に遊びたい子ども」や、「プログラムとして扱われない工作イベント」などは結局参加不可能になります。 また、プログラム特例によって、「日によって受入時間が異なる」という事態が発生します。そのような不安定な施設に子どもを利用させたい保護者はあまりいないと思いますが、横浜市はそのような施設を目指しているという事なのでしょうか。	参考
活発な異年齢交流を図るためにも、十分な時間が確保できるよう、利用区分1の利用時間を17時に戻すことを求めます。	参考
おやつ提供時間が早くなった為、遊びや異年齢交流が難しくなったと感じる。	参考
異年齢交流は、真に大切。しかし、区分1は、4年生から多く、また6時間授業となって、キッズへの参加が厳しくなっている。夏休みなども参加を促しにくい。	参考
コロナ禍では仕方がない部分もあるが、プログラムが自由に実施できることが担保されないと、さまざまな体験や交流活動は難しいと思う。	参考
高学年の参加が厳しい状態なので異学年交流など皆無となっています。	参考
社会性・自主性・創造性と共に「生きる力」を文言に入れたい	参考

遊びの場としては大切なことと運営しています。ただ子ども達が、実生活の中で、異年齢の子どもと遊ぶ機会が減ってきているため、うまく遊べない、児童クラブとして一緒に遊ぶことを指導しなくてはならない局面が多くなっているように思います。	参考
異学年交流は大切にしたいと考えますが、現状ですと5～6年は参加がしにくい状況です。コロナの早い収束とともに制限が解除されることを願っています。	参考
イベントでは縦割りで行い異年齢の交流を図っている。また低学年が高学年と交わることにより自分もこんな風に見えるようになればと自覚を持ってもらいたい。	参考
具体的な活動を行うには、適正な規模が必要です。大規模校の場合には、特別な工夫が無いと難しいと感じます。	参考
当クラブは保護者が主体となり学童保育の運営を行っておりますが、コロナ禍にあり、親同士の交流の場もコロナ次第で定期的に持たず、保護者会主催のイベント等も時期をずらしながらの開催となっております。ドッジボール大会のような同区内の児童同士の交流の場がもう少し増えてくると、子どもたちもそこに向けての目標や一体感が生まれ、みんなで協力してチャレンジしていく状況が作れるので、年間の中でそのような機会を提供頂けると有難いです。	参考
自然と増触れ合う体験活動や地域活動への参加もやろうとおもっても現在の活動人数、活動時間（おやつ時間を含め）ではなかなかできません。	参考
今は高学年の少ない、本来の姿とは違う交流の場になっています。	参考
同上です。 ↓第2の意見 特にはないですが、コロナ禍（いつ収束するかわからないので）での集団生活にも視点を置いてください。	参考
区分1が16：00までの参加となり、高学年児童の参加が減り異学年交流の機会が今までよりも減ってしまいました。 プログラムでの体験学習や交流活動への参加よりも毎日の遊びの中にこそ異年齢同士の学びがあるのではないのでしょうか。	参考
兄弟・姉妹の家庭だけでなく、一人っ子や末子であっても、異年齢の子どもたちと、教え、教えられながら育つことを表現するために、以下のように加筆することを提案する。 「具体的には、自然と触れ合う等の体験活動や、伝承遊び等の文化活動、地域行事への参加等の交流活動を通じて、子どもたちがお互いに教え、教えられながら、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。」	参考
遊び場の保証をお願いします。 地域の公園を使えない場合などで小学校の校庭や体育館が使えるようにお願いします。	参考

#### 「第4 留守家庭児童の生活の場」について

意見	意見に対する考え方・対応
第二段落の文章の主語を明確にするために、以下のように加筆することを提案する。 「また、各運営主体が、子どもの様子について家庭と日常的な情報交換を行うことで、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援します。」	反映
いろいろな学年の児童が過ごす空間の中で上の子が下の子をみる、下のことが上の子のいいところを真似する、もちろん、悪いことを真似してそれがNG、ということも学んだり、とお互いの存在を意識しあえる場になっていけば、よいと思う。	賛同
両親とも働いている子やシングルマザー（ファザー）が多くなり、親が仕事から帰るまで、安心・安全な場所を作り、子供たちと保護者を支援していきたいと思えます。	賛同
ゆうやげ一人帰りのご家庭は子どもの様子について日常的な情報交換は難しく、定期的にとどまるのが現状です。	参考
留守家庭には、夕方4時や5時までお仕事という家庭も含まれると思うが、現行の制度では、午後4時までしか利用できない「わくわく」の子どもたちが切り捨てられていると思う。	参考
いままで就業時間を5時程度にしていた保護者は厳しい状況になりました。これまでの流れを知らない進入生保護者はわからないからいいのかもしれないが…	参考
親が働く時間が多くなり、学校の代休の時に開所しなくてはならないことが多いです。 学校側の体制と協力がもっと必要になるのではないのでしょうか。	参考
留守家庭児童の場は充実している。 ただ、長期休みの利用で、子どもたちの様子を見ると考えさせられる場合も…。	参考

学校内で、どれだけ家庭的なくつろげる雰囲気を作れるのかがむずかしいところで す。保護者との日常的な情報交換のためには、お迎えの際の見送り、話しかけなど が必要ですが、心がけだけでは雑事に紛れてなおざりにしてしまうので、計画的に 時間と人を割かないとできません。人的余裕が何よりも必要です。	参考
現場で医療的ケアをどこまで行うのか不安です。	参考
日中保護者不在の留守家庭児童だけでなく、保護者が在宅ワークで家庭保育が十分 にされない児童の生活の場でもあると思います。	参考
留守家庭児童の定義は、このままでよいのでしょうか？	参考
学童保育は、生活の場ではありますが、今年度より、キッズが、生活の 区分を2つに分けたのはどうして？と理解できておりません。既存の 学童がある中で、ゆうやけ(A)は、夕方5時までと。生活の場というよりは、預 かり保育であるように思いました。学童で働く指導員としては、違和感を感じまし た。	参考
留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的、しかし、お迎えにきたほとんどの親 は、一斉に「早く、早く」と発して、我が子の言葉を遮っている。それでも良いの でしょうか。	その他

### 「第5 人材の確保と養成」について

意見	意見に対する考え方・対応
人材の確保として、養成に伴った人材＝ボランティアや地域の方ではない。 保育にかかわる人材は専門性が必要であり、誰でもいいわけではない。	反映
スタッフの資質の向上を支えてくれるような管理体制になることが理想的だと思 います。	参考
横浜市が人材育成研修の案内をして下さっていますが、開講されている研修は放 課後児童健全育成事業にふさわしいのでしょうか。 先日案内された「おやつについての研修」も、コロナ禍の状況や小学生を対象と した放課後キッズクラブなどにはふさわしいものとは思えない、との報告を職員か ら受けました。 また、私個人としても、児童虐待についての研修等で、放課後キッズクラブとし ての視点が考慮されていないような印象を受けました。 様々な分野からの視点を取り入れるのは有意義な事とは思いますが、放課後児童 健全育成事業向けの研修である以上、「具体的に放課後キッズクラブではどのよう な事をすればいいのか」という視点が必須だと思います。 人材の確保と養成を掲げるためには、研修などの具体的な内容を精査するべきだ と考えます。	参考
スタッフは支援員の資格を取得したり、研修を受講したり努力をしている。命を預 かる仕事に携わっている割には給与が低いと思う。 キャリアアップについてもいつまで継続するのか？という不安も感じます。優秀な 人材を確保するためには待遇の改善も不可欠だと思う。	参考
卒業生が「ここで働きたい」と思うような活動の場をつくっているような言葉が あるといい	参考
「年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけ…」 信頼できるスタッフを集めるには、個人情報保護の重要さを理解している方や、学 童クラブや保育士のわいせつ事案をニュースで聞くと、応募した場合に面接でどの 程度見極めることが出来るか心配です。そこで、スタッフの誰かがその方の人とな りを知っているということが安心と考えます。「はまっ子」の時とは違い、誰でも というわけにはいかなくなっています。	参考
人材確保には苦労しています。特に常勤のなり手が少なく困っています。	参考
人材においては長年携わっているスタッフが多い現場です。これから先スタッフの 入れ替わりが生じた場合、研修等で資質向上に努めなければいけない。	参考
ボランティアの確保も年々高齢化してきている。若者？保護者を巻き込むのが難し い。	参考
記載内容に意見はありませんが、当キッズクラブではボランティアの参加及び人材 の確保に苦労しています。	参考
人材養成で難しく感じることは、一般的な研修で身に着けた知識を、いかに現場に 落とししていくかということです。各現場の課題を実践的な形でスタッフに提示して いくことが必要ですが、課題の洗い出し、対策、実践の手順の前に、次から次へと 日常対応に追われているのが現状です。	参考
人材の確保が非常に難しい。また、非常勤職員に対する研修のより充実を希望しま す。	参考



単年度雇用とのことで、基本給のみ。 子ども達の成長を見守り保育をしている者としては経験も大事なのに 経験しても給与面が不満です。またせっかく働こうと思ってくれた若い人も昇給し ない現場をみて、退職ということもあり、残念だと思います。	参考
スタッフに資質向上とコンプライアンス研修、大事ではありますが、机上の空論に ならないよう気を付けたいです。	参考
区分2の児童が増えたことにより、人材不足が問題となっております。子どもたち への接し方は人それぞれ違うので、キッズの職員としての基本的なマニュアルがあ ると分かりやすく、現場での率先力につながるのではと考えます。	参考
人材の確保と定着、養成するためには人件費の増額は避けるべきではない。横浜市 として人件費を増額し、良い人材の定着と育成にお金をかけるべき。	参考
論点が逸れるかもしれませんが、よりよい人材確保のために支援員の待遇アップが 図れる行政支援の確立を目指してもらいたいです。	参考
人材を確保し養成していくためには、研修の充実だけではなく、定着してもらうた めの雇用・人件費の保障(増額も含めて)が大事であると思う。	参考
ボランティアの参加は助かりますが、横浜市の常勤指導員は、毎年専門かつ広い分 野(地域や学校との連携)での仕事も多くなってきました。また、各家庭への寄り 添った支援も求められる一方で、20年近く学童で働いていますが、賃金はそのまま で、仕事内容ばかり増えていっています。常勤の指導員が長く働けるために、人材 の確保と定着、養成するためには人件費の増額は必須です。横浜市として人件費を 増額し、良い人材の定着と育成にお金をかけるべきです。	参考
良い人材を確保するため、横浜市として人材育成に対する費用を増額して欲しい。	参考
研修・ボランティアについては記載があるが、人材確保と養成と言うならば現在に おいて放課後健全育成に携わっている職員の基本給・経験給等の待遇が改善できる ように人件費を増額して行政が支援すべき。	参考
指導員が長く働き続けることにより、運営・保育も安定することができます。確保 の為に、勤続給や退職金制度を行い、将来の見通しができれば、人材の確保と長 期雇用が可能になると思います。	参考
横浜市として人件費を増額し、良い人材の定着と育成にお金をかけるべき	参考
職員になってから認定資格を手に入れるのではなく、前もって認定資格を取得した 者が職員となれるようなシステムを望みます。 (もしくは、以前のような「見込み」で資格持ちとなれるシステム)	その他
コロナ感染症の為に地域の方々との触れ合いができず残念でした。	その他

## 「第6 障害のある子どもたち参加について」について

意見	意見に対する考え方・対応
医療的ケアが必要な子ども達にとっても、もちろんキッズで過ごす時間を楽しんで いただきたいと思います。その為には、スタッフの質の向上が不可欠ですので、私 達自身の学びと、横浜市の支えが最重要だと考えます。	反映
「医療的ケアが必要な子供」が加えられましたが、今後、研修と環境整備等が重要 です。お願いします。	反映
医療的ケアが必要な児童の受け入れは、現時点では、非常に難しい状況です。ス タッフ、設備、環境面については、横浜市の積極的なかわりを望みます、	反映
「医療的ケアが必要な子ども」に関しては、具体的な活動を考えると、スタッフの 資質の向上にだけ頼るのは現場の負担が大きいと思われる。状況によっては、専門 的な知識、スキルのある方の派遣の支援も用意されることを検討してほしい。	反映
医療的ケアが必要な子は、まだどう接してよいかわかりませんが、障がいのある子 供たちも、色々な子と触れ合うことにより、健全な育成に協力をしていきたいと思 います。	賛同
医療的ケアが必要な子どもたちにとって、安全で安心して参加できるよう、スタッ フも研修等で質の向上を図り、設備・環境面での安全性に充分配慮し、個人の個性 を大切に子どもに寄り添った指導をしていきたいと思っています。	賛同
健常児たちの元気なテンションで盛り上がる中の「医療的ケア」が必要な児童がい る場合、安全性、対応の仕方に集中できるかわからない。「共生社会」にするため には、自閉傾向のある児童やその他、精神的に落ち着かせたい時などの個室の準備 が必要になる。そのゆとりがキッズルームにあるか、によると思う。	参考
一緒に過ごすことは大切なことですが、受け入れ側の体制に課題が多く、単にス タッフのスキルアップや人員の加配だけでは、現場としては、うけいれるのは、む ずかしい。医療的ケアが必要な子どもは生命にかかわることになる。専門職の配置、 活動場所の確保など受け入れ態勢を整えることが先決だと考えます。	参考

<p>医療的ケアが必要な子どもたちも同じように過ごしてもらいたい気持ちはあるが、環境的に難しい所も出てくると思う。設備を整えるにも時間がかかりすぎてしまうのが心配。</p>	<p>参考</p>
<p>喉に管を入れている児童などへの参加については、保護者同伴になり、看護師はつけられません。独自にできない。障碍の在り方も様々であり、設備・補助・介助などはもっとどうにかならないと、と考えるところである。</p>	<p>参考</p>
<p>「医療的ケアが必要な子ども」をどの範囲かはっきり明言しないと重度の障害を持つ児童も受け入れることになる。そこまでの専門性は持たないのではないか</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもの受け入れについて異を唱える気はありません。が、専門の知識の修得や医療スタッフの確保など、現在の研修内容（時間も含めて）や補助金では到底賄えるものではありません。その見直しも併せてお願いいたします。</p>	<p>参考</p>
<p>障がいのある子どもたちの参加についてで、医療ケアを必要とする児童の参加についてもうたっているが、正直に言って現場では対応が出来ない。出来ない理由として、まず1つに職員知識不足があげられる。キッズクラブを運営している職員のほとんどが、一般のパートナー職員であり、医療ケアを行えるほどの知識や資格を有していない為である。また、研修で何とかしようとしても、年数回程度の研修では、あまりにも経験不足な為、医療ケアを必要とする児童の対応は限りなく難しいとしか言いようがない。もし、本格的に医療ケアを必要とする児童の受け入れを行うのであれば、看護師免許等医学的知識の資格を有している物をすべてのキッズに配置し、専任で対応してもらわないと対応できない。</p> <p>2つ目に、場所の問題である。現時点でも2Aが出来たことにより、現場の参加人数が大きく増えている。そこに、医療ケアを必要とする児童と一緒にした場合、現在のキッズクラブの大きさでは、他の児童との接触によるトラブル等により、医療ケアを必要とする児童の安全を確保することが困難である。その為、医療ケアを必要とする児童を受け入れる場合はより大きな教室を用意し、専用教室を作るか、または、一般児童の参加人数を大幅に制限し、場所を確保するしかないと考える。</p> <p>以上の事を踏まえ、現状のキッズクラブで医療ケアを必要とする児童を受け入れることは、逆に安心・安全の場を提供できない場所に受け入れることになってしまう為、この部分に関してはもう一度、一考して頂ければと切に願います。</p>	<p>参考</p>
<p>障害の特性によってはケガのリスクなどが考えられることが多く、色々な仲間と過ごすことが難しいのが現状だが工夫をした学年との交流の場を増やしていきたい。そのためにはスタッフの意識向上とスキルアップが必要と考える。</p>	<p>参考</p>
<p>参加してよいと思いますが、スタッフの知識、また力量が必要になると思います。また補助についてももっとしていただくことが望ましいと思います。</p>	<p>参考</p>
<p>個別級児童は全て減免でもよいと思う。</p>	<p>参考</p>
<p>集団の活動を行う上で、障害の程度が重要になってくると思います。</p> <p>障害によって自制心に欠ける子どもの支援をする際、支援を注力しても、他の子どもに手が出てしまう、初めの会などの集会の際に静かにしながら一緒に参加できない、といった事態がどうしても発生します。</p> <p>その際、障害に配慮した介入をしますが、手を出された側の子どもや静かに我慢している側の子どものためには、「どうしてこの子（障害を持った子）には甘いのか？」という思いが少なからず沸きます。</p> <p>勿論、楽しく一緒に活動している子どもたちは実際にいますが、一緒に活動する事が難しい子どももいます。</p> <p>「共生社会の理解を深める」といった記載がありますが、現実問題として、「とりあえず我慢する」といった事態に陥ることも少なくはないと思います。</p> <p>勿論、目標を設定し、支援や介入の質の向上に努めるべきではありますが、「全ての子どもが相互理解を深める」事は現実的に難しい、といった視点について、横浜市としてどのように解釈をされるのか、個人的に気になるころではあります。</p> <p>また、「医療的ケアが必要な子ども」という記載が追加されましたが、放課後キッズクラブとしてどのような対応を求めているのでしょうか。</p> <p>以前勤めていた施設で、筋ジストロフィーで両脚が不自由な子どもの支援をしていた事がありますが、専門的な知識は職員にはありません。移動の際の抱え方など、具体的な対応は専門医の指示の下行いしましたが、そういった対応を想定しているのでしょうか。</p>	<p>参考</p>
<p>放課後等デイサービスが増えて、キッズクラブをお迎え待ちの場として利用する障害児が増えている現状がある。保護者が普通級のお子さんとの触れ合いを積極的に望んでいるかどうかは疑問が残る。それよりもお迎えの必要がない民間の放課後等デイサービスに預けるのが負担軽減につながると考えているのではと思う。</p>	<p>参考</p>

<p>「医療的ケアが必要な子ども…」については、キッズクラブのスタッフは、医療的ケアをしてもいい資格はないので、積極的に利用を働き掛けることはできません。個別支援級の子は放課後デイのお迎えまでの待ち合わせに、放課後キッズクラブを利用している子が多いです。放課後デイのお迎え時間が道路事情などにより安定しないので、キッズクラブで遊ぶ時間も中途半端になりやすいです。</p>	<p>参考</p>
<p>放課後デイサービスなどのサービスの提供を受けるための預かり場所としての位置づけにあるご家庭も多い中、現状は難しいのではないかと考えます。キッズクラブのみで過ごす児童とそうでない児童がいるので考え方に沿って受け入れたいと考えても現状難しいと考えます。</p>	<p>参考</p>
<p>障害のある子は希望があれば利用していただけるようにしていますが、医療的ケアのある児童については難しいと思います。</p>	<p>参考</p>
<p>「医療ケアが必要である子どもの受け入れ」は現在の状況下にあっては困難だと思う。利用する児童の定員をきちんと設けそれ以上は受け入れを断れるようにして、場所を確保できるようにする。その上で医療行為を行えるスタッフを市から派遣してもらわなければ現場で資質向上せよと言われても難しいと思う。理想は理解できるが、現場では混乱しか生まない気がする。</p>	<p>参考</p>
<p>デイサービス利用・コロナ禍で障害児の利用が少なくなっている。障害児・そうでない児童に関わらず資質向上を図り努めていかなければならない。</p>	<p>参考</p>
<p>医療ケアが必要な子どもを預かる場合、対応できるスタッフの確保が難しい。特性にあわせても子どもたちが理解していないとトラブルの元になりかねない。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアを必要とする児童の受入の際、専門的な知識を持つ支援員を配備する必要があるのではないかと？</p>	<p>参考</p>
<p>医療ケアが必要な児童を受け入れる際には、看護師などきちんとした知識を持ったスタッフが必要です。現場にそれを求めるのではなく、受入が決定した場合は放課後児童支援の研修を受けた看護師資格のある人材を市から派遣するなど、法人と共に市との連携も重要と考えます。重大事故を未然に防ぐためには、必要な処置と思います。</p>	<p>参考</p>
<p>きちんとした専門知識を持った方の援助が必要と思います。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的なケアが必要な子どもを受け入れられるようにすることは、現行のスタッフでは難しい。今後、職員を対応可能にするためには、かなりの困難が伴うと思える。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子ども達の受け入れも必要とは思いますが、専門的な知識もないまま受け入れるのはとても不安で、常勤職員はじめ非常勤職員も負担です。やはり、専門的な方がいないと100名近く参加者がいる中での医療的行為は難しいと思います。</p>	<p>参考</p>
<p>障害のある子どもの受け入れについて、医療ケアの必要な子どもを受け入れる場合は、専門的な知識を持ち資格を持った職員を配置する必要があると思います。大切な命を預かる責任の重さを考えると、現職員が数時間の研修を受けるだけでは不安に思います。</p>	<p>参考</p>
<p>障害とは異なりますが、子どもたちの「共生社会」について理解を深めるとあるので、昨今、多様性と受容を目指す傾向もあり、トランスジェンダーにも触れていたと有難いです。（理解の不十分からトラブルも多々ありました）</p>	<p>参考</p>
<p>障害のある子どもの受け入れはクラブの重要な使命のひとつであると実感している。と同時に毎年のように利用児童数が増え、また障害児の保護者の就労支援のニーズが急増している現段階、当所では15名の区分2支援児童を受け入れており、限界に近づいていることを感じている。障害の重い児童については時に2、3名の職員を要し、他児童と交わらないクールダウンの場所も必要となる。このような児童を長時間毎日のように受け入れることは現実問題として困難であり、人員を増やしたり、教育することだけでは解決されない。これらの児童はキッズクラブより環境の整った放課後デイサービスの利用が望まれるそれらが空き待ちの状態であることも増えており、4月当所から保育園と同等のサービスを期待する保護者との間でトラブルになりやすい。当該児童の状態を2月の学校説明会前に把握することは個人情報保護されていることから大変困難である。増加しつつある障害のある児童の保護者の就労支援ニーズの増加に合わせて放課後デイ等の受け入れを増やすことや、療育などの専門組織と放課後デイとの連携を強めることが長い目でみて当該児童と保護者にとって望ましい支援となると考える。</p>	<p>参考</p>

<p>当クラブでは現在は障害のあるお子さんの実質的な利用はありませんが、利用希望の相談を受けた際、飛び出しや壁を登るなどの特性を伝えられ、他のお子さんもいるのにどのように接したらよいのか迷ったこともあり、すべての子どもの受入れは理想ではありますが、現実的ではないと感じています。 加えての医療的ケアは生命にかかわることですし、今の状態でそこまでの受け入れは厳しいと思います。</p>	<p>参考</p>
<p>「医療的ケアが必要な子ども」とは具体的にどのような児童を想定しているのでしょうか。 ほぼ全ての職員が医療的技術や知識を持ち合わせていない中で、利用を希望する児童があっても対応できるか不安を感じる職員（特に時給職員）は多いと思います。 「医療的ケア」という文言の見直し、或いは想定の見直しをお願いします。</p>	<p>参考</p>
<p>専門知識のないスタッフには、難しい点がたくさんあります。</p>	<p>参考</p>
<p>障害児の受け入れについては概ね賛成です。「医療的ケア」について各キッズの主任にヒアリングしたところ「医療的ケア」のイメージが難しく、困惑している主任が大半でした。医療的ケアであり、医療ケアではないことを説明する必要があると感じました。一定の基準を設け、もう少し詳しく記載して、イメージがしやすくなるとありがたいです。医療的ケアとは例えばエピペン、トイレ介助、オストメイト補助、歩行介助、糖尿病数値管理などが含まれるのでしょうか。詳細な情報があれば、少しは受け入れに協力的態度になっていただける可能性があると思います。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもたちも含めるのは、物理的にも医療的専門性についても難しく、現場の負担が大きすぎると感じる。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもたちの参加を受け入れるとなると、現在の施設で十分といえるのか、スタッフの負担が増えるのではないかと、等、不安要素が非常に多いと感じます。</p>	<p>参考</p>
<p>すべての「医療的ケアが必要な子ども」を受け入れるととらえたが、現状の設備・環境では無理がある。希望者が出てから対応できる設備・環境を、市が主導で整えていくととらえて良いのか。</p>	<p>参考</p>
<p>実際に現場を訪れる児童の障害の種類や程度にもいろいろあります。日々綺麗事では済まない場面に直面します。勿論子どもの人権は最優先に尊重しなくてはなりません、職員のメンタルケアにも必要を強く感じます。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもたちにはそれなりの専門的なスタッフの配置を要望します。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもの受入にも触れられているが、具体的にどの程度の医療的ケアなのかかわからない。衛生管理や医療的な判断等慎重に判断しなければならないと思う</p>	<p>参考</p>
<p>研修の充実・資質向上はもちろん、障がいの特性に合わせた受け入れのための設備・環境の整備が必要。また人材の確保とさらに定着させていくための財源の保障を行うべきと思う。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要な子どもは現状の放課後キッズクラブの体制では受入れ不可能です。そういった子どもたちにも放課後の居場所が必要だとは思いますが、別の方法を考える必要があると思います。 特別支援学校のはまっ子がキッズクラブに転換されなかったことは象徴的ではないでしょうか。 「共生社会」の表記については賛同します。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が今年度6月に制定され、9月施行にあたっての変更だと推察されます。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の文言の中に看護師等の配置、その他必要な措置を講ずるとあり、今後どのような形で定義づけを行っていくのかすごく難しい課題だと感じています。</p>	<p>参考</p>
<p>医療的ケアが必要なお子さんの受入れは、各キッズクラブで受入れが可能かどうか検討すべき。いくら予算がついても、現場の負担と責任が重すぎる。障害のあるお子さんの受入れも現在とても大変。基本的な考え方に「・・・年齢や性格の異なる子どもたちと一緒に放課後の時間を過ごし、成長していくことは大切です。・・・」とあるが、障害のあるお子さんは参加児童と一緒に混ざって遊ぶということではなく、常にスタッフには別対応が求められている。基本的な考え方に「医療的ケアが必要な子ども」と入れてしまうと、保護者が当然利用ができると思い、キッズクラブで出来ること、出来ないことを理解してもらえずに保護者とトラブルになる可能性がある。また、障害のあるお子さんでキッズクラブだけで過ごして放課後デイに行かない家庭があるが、その子にあったケアは全く出来ず、見守りで精一杯である。その子の成長と自立のチャンスをつぶしていることにならないかと常に気になっている。放課後デイ利用の促進や放課後デイの施設の充実に力を入れるべきではないかと強く思う。</p>	<p>参考</p>

学童保育所は、障害のある子はもちろん、性別も年齢も関係なく過ごせる場だと思っています。項目の中にあります「共生社会」になっていっていると思っております。安定した受け入れを行うために、補助金を使いやすく、人件費だけではなく、受け入れる子に合った環境づくりの為に使えるようにしてください。	参考
医療的ケアが、必要な子どもたちへのスタッフのスキルはまだ不十分だと思う。今後増えていくであろう事なので、市の研修など確実にできるよう増やして欲しい。	参考
障害児の様子を学校、保護者の情報が欲しい、どう対処したら良いかなど知りたいです。	その他
現場で医療的ケアをどこまで行うのか不安です。	その他
医療的ケアを必要とする児童が参加するには専門知識を持ったスタッフのが必要になるのですか？	その他

## 「第7 要支援家庭への対応」について

意見	意見に対する考え方・対応
「赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になるが増えている」内容が、「貧困」問題におきかわっていますが、社会で、乳幼児と触れ合う経験が特に増えている感じがしないので前者も残すとよいと思いました。	反映
より密接な連絡がとれることを期待しています。	賛同
対象児童の保護者、知り合い、友人に値する人たちとのつながりを大切にしながら多角的に児童を見守る必要があると思う。また、一番大切なのは、対象児童本人のこころの動きにスタッフたちが常に見守り続け、いろいろな情報を共有して児童の育成を支えるネットワーク作りが大切と思われる。	賛同
厚くなってきて良い方向だと思います。	賛同
非常に難しいことではあるが、学校・役所とのネットワークを充実し早期に発見、支援につなげたい。	賛同
記載内容に意見はありませんが、ネットワークを充実させることが重要であることは認識していますので、今後取り組んでいきます。	賛同
養育格差があり、子どもの育ちに対する影響を日々痛感しているので、この点がさらに強化されるのは非常に重要なことだと思う。学校と協力して早期支援につなげる必要は年々高くなっている。	賛同
キッズクラブにおける大切な役割です。ルールやマニュアルをこえたかわりも必要です。ネットワーク作り、チームで支えていくことは大切ですが、現状、保護者がおおきな壁となっています。具体策が必要です。	参考
虐待などの問題には、早期発見の重要性から放課後児童健全育成事業の対応が重要だと思いますが、研修や通達には「服を脱がせて痣を確認する」といった、放課後キッズクラブ等においては現実的ではない対応も提示されていた事がありました。 「目安としてご利用ください」という名目でチェックシートを送付された事もありますが、「目安としての利用」では、結局のところ主観的な要素に大きく左右されます。 放課後キッズクラブ等、具体的な施設を想定した上で具体的な指針を策定しなければ、放課後児童健全育成事業としての虐待に対する画一的な対応は難しいと思います。	参考
核家族化の進行については、学校とのつながりが特に重要となるのではないかと考える。各キッズの実態において、その辺がどうなのか、また担当課は、常々学校に情報や働きかけが必要。	参考
学校さんとの関係が大きな問題ではあるが、経済的に学習塾に通えない子どもたちに対して、学習面のフォローが可能なキッズクラブのプログラムができればと思う。	参考
障害ある子ども達の対応もしています。ただし、放課後ディなどの支援の協力関係が学校、家庭と結んでいくことが必ず必要になると思います。放課後児童クラブでもそのような支援体制、対応を明確化していくことは必要です。	参考

<p>現状は、放課後キッズクラブからのおたよりを学校経由で全児童に配布しているのに、放課後児童クラブにはそのような事は出来ず、学校にチラシを置いていただけるとどまっています。私たちは配慮が必要な子どもを学校と連携して支援していくために学校側と話し合いの機会を作っていただきましたが、保護者の許可を得ているにも関わらず、学校側からは何も情報共有しないと拒否された経験があります。また、私自身、小学校入学前に知っておきたい大切な事と言う講演会を受託しており、学校に協力を仰ぎましたが、かなり困難を強いられました。キッズクラブだけでなく、放課後児童クラブを同等に扱い、ネットワークを構築するように教育委員会を通じて学校現場の先生方にも通達する、或いはキッズクラブと同じように放課後児童クラブのお便りや案内も学校を通じて全児童に配布できるようにすることを強く期待します。それが出来てこそネットワークだと考えています。</p>	<p>参考</p>
<p>学校、地域との連携は良好なのですが、専門機関がキッズに対しては閉鎖的だと感じます。</p>	<p>参考</p>
<p>学校、区役所、専門機関とのネットワークを充実させるのと同時に、そのネットワークを存分に利用する為には、邪魔な柵を取り除いたり、情報共有に対する各所の価値観を統一しなければならない。 しないと仕組みだけあっても、仕組みを作った人の自己満足に終わってしまう。</p>	<p>参考</p>
<p>「就労の有無や状況に関わらず…」 就労していても月々の利用料さえも節約して、区分1登録の家庭はたくさんいます。コロナ禍とはいえ、区分1登録に対する利用制限の厳しさ（夏の熱中症アラートの際の、利用不可など）は、要支援家庭を助けているとは言えません。「第1基本的な考え方の目的」に“すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する”といいつつ、利用料を払った子のみ優遇という印象が消えません。</p>	<p>参考</p>
<p>要支援家庭の子どもと家庭を支援することは重要だと思う。 現在、利用料金の安いキッズクラブへ近隣の学童から利用児童が多数流れており、毎日の来所児童が増えて大変な状況である。本当に支援の必要な家庭の利用をすすめるのであればこれからは収入制限をする等も視野に入れなければいけないのではないか。</p>	<p>参考</p>
<p>・要支援家庭への対応にて「子どもの貧困の問題は依然厳しい状況にあり、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたりするなど、子どもの育ちに対する影響が懸念されています。」とある。子どもが放課後の豊かな生活を送るにあたって、キッズクラブや学童保育が放課後事業施策として認められているのであれば、どちらも自由に選べるべきである。しかし現状こういった貧困の問題がある児童においては、利用料の関係で半ば強制的に価格の安いキッズクラブを選ばざるを得ない。これではすべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を得ることができるとは言えないのではないか？</p>	<p>参考</p>
<p>事業所が子供の言動などを観察し、支援を必要としている家庭を発見するのは早期の発見とは必ずしも言えず、時間的なロスが生じているケースが多いように感じます。学校、専門機関とのネットワークに関しては具体的な方法を提示していただきたい。個人情報保護の観点から、現場では支援の難しさを感じているところです。</p>	<p>参考</p>
<p>先に述べたように現状誰でも受け入れるという中で、要支援家庭への手厚い支援はできません。 現場は研修等で学んで、それぞれの家庭、それぞれの子どもにあった支援をしてあげたいです。 もう少し利用の幅を狭めて必要な支援ができるようにしてほしいと考えてます。</p>	<p>参考</p>
<p>『家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり』という点についてですが、経済的理由で学童保育の保育料が払い続けられず、キッズに移る、もしくはキッズさえ利用できないという家庭が今も多々ある中、それを黙認するどころか、助長するような政策をとっている行政自身がこの文章を記載できたことに驚きを感じています。 実現する意思のないことを、さも実現しているか、もしくは実現する意思があるかのように文章に残すことは許されないと知っていただきたいです。</p>	<p>参考</p>
<p>要支援の家庭への子どもの対応が非常に難しいです。連絡してもなかなかとれないし、連絡取れたとしてもどのような支援にむすびつけていけばいいのか困っている。配慮を要する児童同様の手当てがつかず、その子への対応もつなげていけるが、今の時点では、障がい児に対する人件費加算だけなので、ここへの加算も認めてほしいです。</p>	<p>参考</p>

このコロナに於いて仕事を失い家庭崩壊や離散状態になった保護者の相談に2件ほどのったことがあります。要支援家庭は相談するところが無いことも事実です。コロナだから対面で無くとも・・・の考え方も大きく影響し社会全体が孤独な子育てにならない様すべての子どもを育てる人々に支援の手を差し伸べてほしい。	参考
子どもの貧困や養育環境格差はキッズクラブにおいては、減免利用者等にあたるのかと思われそうですが、就労が危うい方もおられるかもしれません。詳しいところは分かりにくいです。普段から、子ども達がつらい場合は職員が声をかけたり見守り職員で情報共有していますが、要家庭支援の対象児童かを判断するのは難しいと思います。	参考
個人情報との理由で連携することは、難しいと思います。	参考
「要支援家庭への対応で、学校や区役所及び専門機関とのネットワークを充実させる」この部分ですが、微妙なケースがあるような気がします。連絡したくても躊躇するようなケースに関してはいかがでしょうか	その他
情報がはいつてこないの難しい。	その他
児童の貧困の問題も依然厳しい状況です。着るもの、持ち物、習い事など顕著に反映されています。	その他
要支援家庭の早期発見は急務ですが、本当に支援を必要としている家庭はキッズクラブに登録すらしていない家庭ではないでしょうか。	その他
早いネットワークの構築を願います。	その他
キッズの活動の中で、なかなか見えにくい事項です。	その他
経済格差についても触れられてるのですが、学習支援は行っても良いのでしょうか？ また、こちらの情報収集不足もあるのですが、専門機関や行政の部署がどこなのか分からないところもあります。 主任会議などで担当部署の方をご紹介いただく、組織図などで「〇〇の場合はこの部署」と分かるようなものを提示していただけるとありがたいです。	その他
素晴らしい内容だと思います。 こんなに素晴らしい内容が書けるのに、なぜそういった家庭が自分の子どもを通わせる場所を選べないのでしょうか？ 以前、「お金をあまり出せない人や片親家庭の子はキッズに」と言っていましたが、それこそそのご家庭が金額で判断せずに自分の子どもを通わせたい場所を選べるべきではないでしょうか？ そういうことも考えてこの文章を書いていることを願います。	その他

## 「第8 運営主体」について

意見	意見に対する考え方・対応
内容はともかく、下記の文章に違和感を感じます。 『放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域の方々が立ち上げた、「地域立上げ型NPO法人」や「運営委員会形式の放課後児童クラブ」が安定的な運営ができるよう本市が支援を行います。』 正しくは次の文章のようになるのではないのでしょうか？ 『放課後児童クラブ、放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域の方々が立ち上げた「地域立上げ型NPO法人」や、「放課後児童クラブを運営する運営委員会」が安定的な運営ができるよう本市が支援を行います。』	反映
今回の改訂は、様々な社会や子ども達を取り巻く状況の変化を踏まえた内容としている。ここ数年、性自認(LGBTQ)への理解も進み、学校教育でも取り上げるテーマである。また、組織運営にあたっては、他の運営主体との情報共有が必要不可欠で効果的であることから、以下のように加筆することを提案する。 第二段落「また、いじめ、不登校、非行、児童虐待、性自認等、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、法令を遵守し、子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。」 第四段落「運営主体については、NPO法人等の法人の力を積極的に活用するとともに、放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域の方々が立ち上げた、「地域立上げ型NPO法人」や「運営委員会形式の放課後児童クラブ」が安定的な運営ができるよう本市が支援を行います。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、他の運営主体との情報共有を図りながら、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に各事業の充実を図ります。」	反映(性自認については参考)
現場が安心して活動できるよう、何事も相談し充実したサポートをしてもらっている。	賛同
継続的に運営できるよう、NPO法人などへの支援を市が行うことは重要なことだと思う。その文言が入ったという点はよい。	賛同

改定案に「地域立ち上げ型NPO法人や運営委員会形式の放課後児童クラブが安定的な運営ができるよう本市が支援します。」という文言が加わったことを評価します。この先、どのような事業者がキッズクラブの運営主体になるべきかという方針を表したものと解釈しています。今後、「支援」の中身が具体的に示されると、現在、運営に苦慮しているNPO法人も安心できます。	賛同
法令遵守と職場倫理の自覚について、常に組織として最善を尽くす努力を惜しみません。	賛同
運営主体の倫理観については今後も研修等で学ばなくてはならないと思う。また、NPO法人の安定的な運営に市の支援は不可欠だと思うので、明文化されてよかった。	賛同
運営法人毎に放課後児童育成事業や施設運営に対する理解度に違いがあるように感じます。 行政指導で運営法人にも活動現場と同等の指導、研修の実施をお願いしたい。	参考
当NPO法人は地域の子どもを地域で、との思いで立ち上げました。ただ専門家集団とは違うので、熱意だけでは思うようになりません。子ども達にお掃除のお手伝いをさせようとして法人の中でお掃除に取り組んでいる方と相談したところ、掃除は、公園の反対側とこっち側では管轄が違ったり、道路も細かく分かれていて思うようにできないとの意見でした。お手伝いは難しいとの結論になってしまいました。地域立ち上げは熱意があるので今後は一層横浜市の支援が必要と感じています。	参考
地域密着型の良さをなくさず運営支援をお願いします。 ・学校、地域の橋渡しとなって地域一緒に子どもたちを見守る、育てていくことを担っていると思います。継続性が必要だと思います。	参考
運営主体に関しては、「法令を遵守し…」とありながら、法人本体が積極的に関与した補助金の不正使用という不祥事を起こした法人が、引き続き運営主体として居座っているのはいかがなものかと思う。現場のスタッフがトカゲのしっぽ切りに遭ったり、不当(?)解雇されたりすることがないようにしてほしい。	参考
株式会社が運営しているキッズクラブも多いので「地域立ち上げ型NPO法人」や「運営委員会形式の放課後児童クラブ」という文言はまだ時期尚早な気がする	参考
・今回新たに『「運営委員会形式の放課後児童クラブ」が安定的な運営ができるよう本市が支援を行います。』との文言が追加された。現状コロナ禍の影響も受け、複数の学童保育が児童の人数不足による閉所に陥ってしまった状態で、そういった運営の成り立たなくなる事業所の安定的な運営のための支援を具体的に示してほしい。	参考
「地域立ち上げ型NPO法人」や「運営委員会形式の放課後児童クラブ」の安定的な運営ができるように本市が支援することは、地域に根差した子どもの居場所作りとしては、重要なポイントになると考えます。	参考
運営主体と現場が良好な関係で運営できることが一番だと思うが、そうではないキッズがあるのを聞くことがあるのでそういう場合にもう少し市が調整してあげた方がいいと感じる。	参考
学童の建替えて登記が必要になり、NPO法人としてなりました。ですが、学童は以前のまま、運営を一部の保護者が担っています。毎年、専門的な部分が多くなり、会計も中小企業で扱うようなお金を保護者が担っているので、保護者に多くの負担がのしかかっています。保護者は利用者であり、多くの負担から責任に追い込まれ、それが要因で、続けたい学童を退所していく方もいます。行政の方でも、法人化や会計面にもなうサポートをしていただきたいです。	参考
NPO法人はその設立に関わった人の情熱や信念が原動力となっている場合が多いです。でも、その力は組織の力というよりも個の力です。 そうした個の力を組織の力にどうやって転換するのかは各法人が考えるべきことだと思います。 他の法人と意見交換をする機会や税務や労務の専門家の紹介（行政が個人の方を紹介するのは難しいと思いますので税理士会などの組織を紹介していただく）、経理処理の講習会などがあるとありがたいと思います。	参考
「NPO法人等の法人の力を積極的に活用するとともに」の一文の意図がいまいちわからない。市として運営主体の法人化を推奨しているのか？ どのような形の運営主体であっても長年地域の放課後健全育成を支えてきた事業については安定した運営のために市が支援すべき。	参考
大きな法人のキッズも多い中、地域立ち上げ型のキッズを大切にしてほしいです。会計や書類等の事務作業のスムーズな業務ができる指導をお願いしたい。	参考
ここに通常のNPO法人が運営する放課後児童クラブが入っていないのは理由がありますか？	その他



近年、不祥事で指導が入る公募法人が何件かあります。「地域立ち上げ型NPO法人」は「はまっ子」からの子どもに対する考え方を変えたくなくて、NPO法人を立ち上げる場合が多く、頑張って立ち上げたからにはまじめにしっかりと、運営しています。しかし、「本市が支援を行います。」と謳っていながら、再認定の際、長年運営してきたNPO法人ではなく、公募法人が認定されることが多くなっていることが増えているように感じます。	その他
現在はNPO法人で活動していますが、出来れば子どもたちや保護者、スタッフの要望が強くなるうちはこのまま持続していきたいと考えています。	その他
NPO法人の力を積極的に活用？大きな株式会社の力に重点を置いているように感じています。	その他
『安定的な運営ができるよう本市が支援を行います。』とありますが、現状各クラブは決して安定した運営には至っておりませんので、補助金の大幅の増額を求めます。	その他
改定した部分の→放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある「地域立ち上げ型NPO法人」や「運営委員会形式の放課後児童クラブ」とありますが、これではキッズの運営に学童が意欲をもって取り組む意思があるように読み取れます。 改定前の文章の→これまでの「運営委員会」に加えてという文章を削除して先に放課後キッズクラブのことを書こうとしたためにこのような文章になってしまったのではありませんか？ そもそも、常々感じていることですが、こういった文章の時にいつも放課後キッズクラブが先に書かれますが、なぜ学童のころを先に書いてくださらないのでしょうか？ 先にできているところがありあとからできたものがある場合、普通は先にできているものから書きますよね？ そういった点からも横浜市の考えは学童のことはキッズの後ということなのかなと感じてしまいます。 「両輪でやっていく」なんですよ？第12のところにあのように書くのなら、全体にもそれがわかるように書いていただきたいです。	その他

### 「第9 安全確保」について

意見	意見に対する考え方・対応
・保育の活動の内容と実際に安全確保に対しての地域や学校との連携（マニュアル的な部分）が混ざっているので文章として読み取りにくい。 ・前半部分、「少子化による」からの一文と、冒険的な遊びからの一文は「第3遊び、異年齢交流の場」で表現してもいいのではないかと？ ・「これまでに経験したことのない大雨」は「異常気象による災害」という表現のほうが幅広くふさわしいと思う。 ・防犯についての一文は削除しない方がよいと思う	反映(防犯についてのみ)
安全確保は本当に必要と実感しています。今の子供はドッジボールでボールがきてもよけ方を知りません。また転び方も知りません。手をつかず顔から倒れます。不思議な現象です。	賛同
子どもの運動能力に関しては同感できる。様々なプログラムを通じて「生きる力」を身につけさせたいと思う。 自然災害はいつ起こるかかわからないので、日ごろの備えが大切である。マニュアルの整備、訓練の実施等は当然のことと思う。	賛同
学校との連携が重要で対応に努めている。 避難訓練に加え防災ワークショップなどで勉強している。	賛同
消防訓練、地震対応訓練、不審者対応訓練など計画的に実施しています。	賛同
今までに経験したことのないような災害が増えてきたことを加えたのは良いと思います。学校への協力依頼をよろしくお願いします。	賛同
この度の新型コロナウイルス感染拡大防止の様々な施策についても、横浜市のガイドラインに忠実に、最善を尽くしてまいりました。	賛同
災害の多い中、災害時や感染予防の関連の追記は丁寧でありがたいです。	賛同
コロナ禍において、市役所、保護者、地域、学校との正確な情報共有は、大切な事だと思えます。	賛同
不審者対応なども記載していいのではと思います。 最近よく、保育所に不審者が侵入する、下校途中の子どもに危害が及ぶ、なりすましの電話など、耳にすることが多いです。不審者に対しても、訓練したり、子どもたちへの注意喚起などは必要なのかなと感じました。	参考

最近、心配なのは、不審者についての事。学校は不特定の人物に対してもっと、考えるべき。例えば警備を置く必要性について。それをキッズ独自で注意をするには限界がある。	参考
安全確保については、保護者主体運営の学童保育においては、限界があります。市や町内会などへの働きかけは努力しますが、市からも同様な支援をお願いしたいです。	参考
幼少期からの育ちにより、子供たちの身体能力には個人差が大きく、大規模集団のままで安全を確保しようと思うと、どうしても保守的な活動に偏ります。ケガ以外にも安全を脅かす要素が多岐にわたって存在する現在、危険要素の洗い出しとまとめが今一度必要ではないでしょうか？	参考
大雨警報についても、キッズの開設について一考いただければと思います。スタッフに関しても子供にしても、現状の大雨を踏まえると、非常に危険と思います。	参考
安全面について、キッズの活動場所が学校の敷地内にあるため、キッズにとって危険と思われる場所を市に訴えても学校の管理下ということで意見が通りません。保護者からも危険だと言われるし、板挟みの状態です。本当に子どもの「安全確保」を目指すのであれば、言葉だけでなく、現場を見て判断し、キッズとか学校とかの縦割りをなくすことが必要だと思います。今も危険に不安を感じながら毎日活動しています。	参考
感染症等が原因による、もしくは感染症等が原因で支援が必要になってしまった家庭の児童に対しての周囲からの迫害に対しての保護という観点での安全確保も必要と考えます。	参考
災害の例示が大雨のみとなっており、その他の自然災害や気候変動による健康被害も考慮する必要がある。また、児童の来所・帰宅経路の安全点検が依頼されているが、基本的な考え方の改訂にその点が盛り込まれておらず、第一段落に以下のように加筆することを提案する。 「(前略)また、大規模地震や夏の熱波による熱中症、これまでに経験したことがない大雨による災害の発生や新型コロナウイルス感染症への対策など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらには、不審者による暴力や登所・帰宅時の交通事故等によって、弱い立場の子どもたちに危害が及ぶ事例も見られます。」	参考
学童へは複数校から来所していますが、同じ区内の小学校で対応がちがう事があります。学校への連携では、コロナ後は、電話対応くらいしかできておりません。また、子どものお迎えの際に、気になったことを話す程度ですが、なかなか学校との連携が思うようにできておりません。学童の通信を渡して、学童の子ども様子を知らせていますが、コロナ以降はできていないのが現状です。	参考
配慮を要する子どもがいる中で安全確保をするにはスタッフの配置を厚くしなくてはならない。また、コロナ感染予防のためなるべく一部屋が密にならないよう活動場所を複数にするとその分スタッフが必要になるのだが、法人からは人件費の制限を指示されるので難しさを感じている。 (加算対象にならない児童でも手のかかる子どもが多数いる。 放課後は今まで抑えていたものを発散する傾向があるので、事故につながりやすい)	その他
活動時間の短縮(区分1の児童)は、問題になりませんか？	その他
新しい部分が反映された安全管理マニュアルの作成をお願いします。 例を参考にできると助かります。	その他

「第10 保護者の関わりと利用者負担」について

意見	意見に対する考え方・対応
----	--------------

<p>変更案) 第10 保護者の関わりと利用者負担  近年、子育て支援の充実が図られている一方で、子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭があります。また一部の家庭では子どもと保護者の過ごす時間も減っており、放課後児童育成事業所が育成支援において果たす役割が大きくなっています。</p> <p>保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、事業者は保護者の気持ちに寄り添い、共に子育てをするという姿勢で日々の様子を共有し、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう支援が大切になります。また、それぞれの家庭状況や就労状況を配慮した上で、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の主体的な関わりや保護者同士の繋がりをより一層促進し、「親子が一緒に楽しむ」という視点を持つための工夫が必要です。</p> <p>変更案理由) 前段の問題提起に対して、まず第一に支援員と保護者がともに子育てすることを挙げたい。そして第二に保護者会やプログラムに主体的に参加することで「親子が子育てを楽しむ」という目的に繋げたい。ただし保護者会やプログラムの協力を依頼する場合は、それぞれの家庭状況や就労状況への配慮がマストであると考えますので、一文を追加しました。</p>	<p>反映</p>
<p>コロナ禍のため、活発な活動はまだ制限があるため、理念の実現の道のりは厳しそうですが、工夫することに努めていきたいと思えます。</p>	<p>賛同</p>
<p>保護者会やアンケートの実施などを通して保護者と良い関係を継続していきたいと思えます。</p>	<p>賛同</p>
<p>「学童は保護者の活動があるので面倒だからキッズにかえた」と複数の保護者から聞いた。実際預け先に積極的にかかわろうとする保護者は減ってきたと思う。特に仕事を持つ家庭では忙しくてそれどころではないのかもしれない。</p> <p>積極的なかかわりをより一層促進するための工夫が必要というのに賛成する。</p>	<p>賛同</p>
<p>利用している保護者のキッズに対する関心が減っている、保護者と子どもと一緒に過ごす時間が減っているなど、具体的な記述があり、評価できる。</p>	<p>賛同</p>
<p>減免家庭では「ゆうやけ」区分が無料となるため 利用していないにも関わらず登録されている家庭もあり、支援の単位に影響がでています。</p>	<p>参考</p>
<p>共働き世帯が増えている昨今、フルタイムで勤務されている保護者の方も少なくありません。</p> <p>“近年、子育て支援の充実が図られている一方で、子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭があります。一部の家庭では子どもと保護者の過ごす時間も減っており、放課後児童育成事業所が育成支援において果たす役割が大きくなっています。保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、より豊かな放課後の居場所となるよう、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりをより一層促進するための工夫が必要です”といった記載があります。</p> <p>日々仕事に取り組みながら子育てをされている保護者の方は、時間的・体力的に厳しい環境に置かれているかと思われます。勿論、子どもと一緒に活動に参加したい・している保護者の方もいらっしゃいますが、共同参加が難しい保護者の方もいますし、共働き世帯なら当然その割合も増えると思われます。</p> <p>そういった中、放課後児童健全育成事業としてこういった指針を掲げるのは果たして正しいのでしょうか。</p> <p>親子参加型のプログラムを開催する、といった事を、放課後児童健全育成事業として実行する事は、様々な保護者の方のニーズに応える事ができるかと思えますが、“近年、子育て支援の充実が図られている一方で、子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭があります。”といった内容を、指針として謳う事は適切では無いと思えます（指針を気にされる保護者の方は少ないとは思いますが）。</p>	<p>参考</p>
<p>保護者の関心について、施設側の努力だけでどうにかなるもののでしょうか？ そもそも「無料で都合よく預けられる」としか思っていない保護者は、どんなに工夫しても保護者会に参加しません。「利用するなら保護者会参加は必須義務」と行政から強要しないと変わらないと思えます。行政の掲げる理想と現実はかけ離れています。</p>	<p>参考</p>
<p>保護者と関わるプログラムなどは土曜日に限定されコロナが落ち着かないと実施が難しい</p>	<p>参考</p>
<p>保護者のかかわり方がいつも悩みのタネです。保護者は出来るだけ、お任せしっぱなしを望んでいるようです。</p>	<p>参考</p>

参加の制約がある現在、保護者とのふれあう機会が減り、参加児童も減っています。(区分1) コロナ禍だからこそ求められること、利用料等保護者の負担の軽減など子どもたちの放課後のより良い居場所となるよう考えていただきたい。	参考
保護者参加型にすると毎回来られる人、来られない人と決まってしまう、来られないところの児童の孤独感、淋しさを思うことにならないようにしないといけない。	参考
当学童保育においては、近隣小学校が駅周辺に立地している関係で、テナント代(運営固定費)の負担が高く、結果、保護者負担金に大きく反映されています(全国で見て毎月の保育料が1万円多い状況)。 テナント負担料の援助をお願いしたいです。	参考
今のキッズクラブとの利用負担差では、1年生のほとんどがキッズクラブを選んでしまいます。「児童にとってどちらが良い」での選択ではなく、金額や保護者負担で選択されてしまいます。	参考
区分の新設により、なまじ、幾ばくかの利用料を徴収することで、保護者に「お金を払っているのだから…」という錦の御旗を与えてしまった印象があります。無料か5,000円かの選択であれば、子どもとの時間をもう少し大切に思うのではと思う。	参考
負担減と負担増が混在し、負担減だけを強調し増に関しては無視しているように見える。	参考
放課後キッズと放課後児童クラブの保護者の負担金に格差があります。もっと格差がないほうが望ましいと思います。	参考
保護者への至れり尽くせりのサポートの結果として、親育ちを妨げており、第一の子どもの擁護者は保護者だという自覚を薄れさせていると感じます。	参考
長期休業中の割り増し負担だけはやめてほしい。	参考
学童保育は保護者が運営に関わっているので、積極的に活動に参加しようとする保護者が多いと感じます。しかし、放課後キッズクラブは、利用料が学童保育に比べて安く、運営はお任せなので、必然的に「子どもの預け先での活動に関心が減っている…」保護者がキッズクラブを選ぶのは自然の流れだと思います。学童保育に対する支援の強化が必要と感じます。	参考
今年度の区分の変更に伴い、昨年度まで以上に「キッズクラブ」＝「安価に預けられる場所」という認識があるのではないかと思います。区分2Aの場合、現在区分1は利用制限があるという事で2Aに登録し、お迎えは手間なので一斉下校で下校させるといご家庭が多く、個別にお話をする時間もないのが現状です。	参考
保護者参加型イベントやPTAとの交流、地域交流において保護者との関わりが出来る。 利用料について減免制度の無料を考えてほしい。	参考
・「保護者の関わり」から「保護者との連携」に見直したとされているが、どの部分についてなのか読み取れない。加筆された前半部分にはどう連携されていくのかわからない。 ・「子どもたちの健全な」の前に「利用者負担については」と入れたらどうか。 ・原則無料の表現を「経済的な負担を求めません」と留守家庭児童の生活の場と表現をそろえた方がいい。 ・子どもの健全な育成を目的とした「遊び・異年齢交流の場」を原則無料にするのである。学校を中心とした遊び・交流の場が無料であるのならば、同様に遊び・交流の場である学童保育の施設はその役割から原則横浜市が提供、もしくはすべて負担する、ということではないのか？	参考
児童が保護者と一緒に過ごす時間が年々少なくなっていることの児童への影響は現場職員としても切実に感じております。その状況を踏まえ、保護者会への参加やプログラムへの参加を積極的に促す必要が本当にあるのか、またそういった状況の中で具体的にどのように促進していくべきか検討していただけたらと思います。	参考
「近年、子育て支援の充実が図られている一方で、子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭があります。 一部の家庭では子どもと保護者の過ごす時間も減っており」  このように問題の認知があるのなら、開所時間の前倒しや閉所時間の延長などは行ってはならないと思います。 保護者の要求には際限がなく、施設での預かり時間が増えることで益々保護者の子育てへの関心が減ることとなります。 現在でも、多くの家庭が子どもを預けっぱなしの状況です。 保護者の意識を改善していくための手立てこそ議論すべきではないでしょうか。	参考

子どもと保護者が過ごす時間と、保護者の子どもに対しての関心が比例していることが多くみられると感じています。保護者の支援が子どもへの支援にならないこともあることを考えておかなければいけないと思います。	参考
保護者の負担を減らすために活動しているので、金銭的な利用者負担は当然と思いますが、活動に参加していただくなどの負担に関しては時間的な制約など難しいと思います。デイキャンプのように、保護者と一緒に楽しむ企画など運営スキルが必要なので、地域の方の力もお借りしないと難しい。	参考
利用者負担が保護者に分かりやすければ保護者は安心できると思う。	参考
改定案の「子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭」という捉えに同意できます。そういう保護者に対しては、各事業所ごとに主体的な対応を認めるべきだと思います。個別的な問題には個別の解決策があり、事業所ごとの判断を尊重すべきだと思います。	参考
保護者の方にもきちんと向き合っていただくためにも適正な利用料をお支払いいただきたいと思います。 月額利用料が安いがゆえに、子育て放棄とみられる利用の仕方があるのも事実です。 諸事情で払えない家庭には条件をつけて現状の利用料でよいとおもいますが、そうでない家庭にはもう少しご負担いただくべきと考えます。	参考
利用者負担について、「放課後」の居場所であるキッズなので、土曜日や長期休業の学校休業日等は、料金を別途追加で考えても良いと思います。	参考
区分2Aの減免の人の利用負担を0円にするのは見直した方が良いと思います。(半額くらい)	参考
利用者負担について、同じ放課後事業のキッズはものすごく安いのにに対して学童はどうしても高くなってしまいう状態。なんとか行政で改善をしてほしいです。また保護者運営でいい部分もありますが障害児の加算・減免加算などの処理も保護者が行う構図になり、同じ立場の保護者が大変重要な個人情報となる部分を知ってしまうのは何とか改善してほしい内容です。	参考
保護者の中に「保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識」が薄く、保護者の積極的な関わりをより一層促進するために工夫をしても、連携はなかなか厳しい気がします。	参考
大切な子どもたちを安全に、しかも保護者さんに安心してお任せいただけるよう、その成長を見守る為に、保護者さんのご理解とご協力はネックとなります。ご利用料についても、より良い人材を育成しつつ、長く雇用する為には、受益者負担はそれ相応に必要と考えます。	参考
趣旨として賛同できるが、利用者の経済的負担については、コロナ禍で雇用そのものが不安定になっていたり、また世帯収入が減っている家庭もある。社会の経済的な状況を鑑みて負担額については柔軟な対応が必要ではないかと思う。 キッズとの格差もなくしてもらいたい。	参考
学童保育は、毎年、運営費を抑えていたとしても毎年の保育料が16000円台と上がる一方で、キッズクラブは、5000円台と保育料もあがらず、今年度からは2000円区分のゆうやけ(A)ができました。受益者負担の面からなぜ、キッズクラブはその安価で保育ができるのか？学校という場を使いながらも、だいぶ保育料に差が生じてしまうと、今後、利用者からは学童保育は選択肢にも残らないように感じてしまう。	参考
細かいことですが、利用者や利用料という言葉が距離を遠くしているように感じます。	参考
キッズクラブを利用する保護者のほとんどは、今まで子育て支援を受けすぎていて、預けるのが当然と思っている。「より豊かな放課後の居場所」というとキッズクラブに要望を一方的に押しつける保護者がほとんどである。学校に出してしまえばそれで夜までOK、という考え方が変わるような説明が必要。保護者との連携はとても難しいと思う。	参考
「遊び・異年齢交流の場」は「実質無料」、『留守家庭児童の生活の場』は「利用者に相応の経済的な負担を求める」となっているが、その2つの線引きはどこにあるのか。 本当は「留守家庭児童の生活の場」を利用したいとしてもキッズクラブと学童クラブで保育費に大きな差がある現状ではキッズクラブへ人が流れることは予測できること。それぞれの扱われ方の違いに対する説明になっていない。	参考
今の保護者運営で、保護者負担が多くて退所される家庭も少なくありません。放課後の支援が必要な家庭が継続していけるように、申請等保護者負担が軽減できるような仕組み作りをお願いします。	参考

記載内容に意見はありませんが、当キッズクラブの状況は、保護者へ参加を呼び掛けてもなかなか参加してくれません。あきらめずに今後も参加を呼び掛けていきます。	その他
保護者についても、指導が必要な場合が、多々あります。	その他
第一項ではこれを『全ての子ども達にとって』と子ども達を主体としたものに定義しておきながら、この項目の利用差負担の部分を読むと『子どもの健全な育ちは保護者の利益』と読み取れるような保護者主体の記載になっており、この項目のせいで『放課後児童育成施策が子どもではなく保護者のためのもの』という意味に反転します。 放課後児童健全育成施策である以上、『保護者が働いていても安心して健全な成長ができること』は大前提として『児童自身の権利』とされるべきです。 であれば、『遊び異年齢交流の場』と『留守家庭児童の生活の場』はどちらも必須性に違いはなく、一方が無料、一方が受益者による相応の負担、などという公平性を逸脱した内容にはならないのではないのでしょうか？	その他
保護者に対して、放課後キッズクラブの利用負担額と放課後児童クラブの利用負担額の違いの説明が出来ませんでした。	その他

「第11 地域のネットワーク推進」について

意見	意見に対する考え方・対応
地域との交流、自然体験、本物に触れる体験学習はこれまでもずっと大切にしてきたことです。	賛同
コロナの影響で地域との関わり方が難しい状況になっていますが、徐々に以前のように地域との交流など進めていきたいと思えます。	賛同
地域においては、地域団体・スポーツ・子ども会・町内会・ケアプラザほか多くのネットワークを持ち活動につなげている。	賛同
「地域の資源」を利用することは大切だと思います。資源とは場所だけではなく人材も指していると思います。放課後キッズクラブだけでなくこれを行うことはできないことを自覚し、子どもは多様な選択肢の中から放課後を過ごす場所を決めることができることが、豊かな放課後時間になると思います。	賛同
子どもたちの豊かな体験を可能とするのは、地域ネットワークの活用だと言えだろう。今後も活用を広げていけるよう努めていきたい。	賛同
地域とは、両方向の関係で進めています。	賛同
地域の資源を十分に活用することの難しさ。 地区センターの体育館の利用はとても利用しにくい状況です。 現場では集団での子どもたちは、公園にある大人用体操器具（うんてい）などを利用すると注意され、鬼ごっこで声をあげると注意せられの状況です。このような状況で基本的な考え方に入れることが正しいでしょうか。	参考
キッズクラブ以外の場所での活動をしたいのだが、それにはかなりのスタッフを配置しなくては安全確保ができない。 配置できるスタッフがいっても人件費の関係で人数に限られてくる。	参考
地域コーディネーター、保護司等積極的にキッズとかかわりを持ってきています。またイベントも地域の野球クラブの選手、コーチの方々が協力して体験教室を開催しています。コロナの前は、フラダンス、工作教室などの活動も活発でしたが、外部講師の方の参加が難しく中断しています。	参考
地域で活動している方たちとは、緩やかな連携でお互いの存在を知り、双方の活動に対して理解をすることが必要です。連携を模索している団体などの情報をまとめていただければと思います。	参考
このような場所にも、学童のパンフレットを行政経由で置かせてほしいです。多くの市民は学童を理解して頂いていると思う一方で、就学時健診などでパンフレットをもらって、学童を初めて知ったという方もいます。子どもに携わる場所に「学童保育」を宣伝していただける所があると助かります。	参考
恵まれている地域もあると思うが、地域によってとても差がある。	参考
ある町会では、子ども会の存続もままならない状況になっており、地域の子どもに対する考え方が理解出来ない。 この小学校区域では、こまめに声をかけて下さり地域行事に参加させて頂いて有り難く思う。	その他

「第12 放課後児童育成施策の方向性」について

意見	意見に対する考え方・対応
特に意見はありませんが、基本的な考え方の示す施策の方向性に基づいて、より良い運営に努めたいと思えます。	賛同

環境面での改善が必須です。コロナによって、遊び方、適正の人数など変化してきています。以前のような受け入れ方では安全で豊かな居場所には程遠いと考えます。活動場所を形だけ、整えるというやり方の再考をお願いしたい。特別教室が快適な遊び場といえるでしょうか？	参考
人材確保、人材育成における研修も、利用出来る時間に自由にテーマを選べて研修が出来るようなオンライン研修を増やしてはどうかと思います。	参考
人材確保が課題です。賃金を上げて、世帯主の控除の範囲内で仕事を望むため、時間単価が上がれば、就労時間が少なくなるのです。毎年11月はスタッフの確保に悩みます。103万の壁はどうにか出来ないのでしょうか。また常勤職員の確保ができません。7時迄の勤務時間とお給料がそれに見合わないようです。時間で仕事をする人と反対のようですが、常勤の場合はお給料が少なすぎるようです。	参考
キッズクラブが学校施設内にあるということは、なにより全児童に開かれていることが重要。区分があることは否めないが、様々な矛盾を感じる。	参考
年々小規模学童が増えていて、大きな変化がなければ今後も増えていくと思われまます。ですが、小規模クラブが悪いことばかりではなく、小規模クラブにもその規模でしかできない良さや児童にとっての居心地の良さがあります。小規模クラブへの手厚い政策をお願いいたします。	参考
現場のスタッフがやりがいを感じたり、使命感を感じたりするのは、日々子どもたちとの関係の中で、子どもたちの成長を実感するときです。多方面の法的縛りやルールによって現場の自由度をできるだけ制限しないような方向性を望む。自由度が増すことで、それに伴う責任も重く感じられるはずですから。	参考
制度・システムの変更などは現場評議会で検討の必要があると思います。	参考
スタッフのことは 時給1000円チョットでそんなに求められても困るとの意見。	参考
今後は、放課後キッズクラブと放課後児童クラブが同じ料金で利用できるようにしてください。	参考
キッズに転換してから、区分2ばかりに向き合い、区分1の子ども達がおざなりであり、遊びの場と時間が十分でないと感じます。	参考
以上のようなこれまでの活動を続けていくために、区分1の利用時間を見直してほしい。例えば16:00より長く、長期休み中の1日利用も検討していただきたい。	参考
改訂案は、現状に沿って改訂されています。しかし、実現可能かという多くの問題があります。	参考
すべての子どもが対象であることを明記してほしいし、内容もそれに見合うものにしないでほしいと考えています。	参考
「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保…」という方向性は素晴らしいが、実際には、第7にあげたように利用料を節約している区分1登録の子どもたちには、利用制限をして、利用料を支払っている区分2登録の子は毎日利用可というのは、 「すべての子どもたち…」に反すると思います。夏の熱中症警戒アラートも区分2登録の子にも危険なことは同じなので、区分1登録のみ利用不可ではない活動の仕方を考えてほしい。	参考
保護者に対する年一回のアンケートにより、「ゆうやけ」や「ほしぞら」の利用料等を定めたと推測する。一方、現場で児童をケアする支援員、補助員が、市の定められた変更点（おやつ時間の繰り上げ等）に対応することで、どれだけの負担増となっている等のフィードバックを吸い上げる機会を「職員アンケート」という形で設けてもらいたい。	参考
今回、区分についてなど大幅な変更があり現場も保護者もやっと慣れてきたところにまた対応が変わるようなことがあると混乱するのでいろいろな意見があるとは思いますがしばらくは変えないで欲しい。	参考
放課後キッズ事業を継続的に実施するという点が大切なことで、それが確保されることで、人材も育てられるし、様々なネットワークも構築できるようになる。ぶれることのない政策の継続性を望む。	参考
安全に預かれる場所の確保を希望します。	参考
すべての子ども達にとってとなると浅い支援しかできないというのが実感です。留守家庭支援とするならば、そこに絞ってより質の高い支援をしたいと考えます。方向性を考えるとき、ぜひもう少し現場の声を反映してほしいと思います。私たちもこまっている家庭に必要な場でありたいです。健全な子、グレーゾーンの子、障害のある子、病気をもっている子はそれぞれ必要な支援が違います。その子ども達が一堂に会しては満足な支援は受けられないという現実をもう少しわかっていたらと思います。	参考

利用目的が違う児童を同じ場所で見ている現状で、すべてのこどもたちの安全で豊かな放課後を確保することに無理を感じています。	参考
全般、賛同いたします。ただ一点。 ”場”の質を保証するのは、現場職員がかなめだと考えます。 人材確保・育成、質の向上に取り組むための「支援」となっています。運営主体に”人材確保・育成、質の向上”がすべてを負い、行政がそれを支援する。ということではなく、行政もその責を運営主体と同じく負い、双方で人材確保・育成、質の向上をより図って行くものだと考えます。 実際的に、この基本的な考え方を実際の運営反映させるとなると、現場常勤職員体制があまりに脆弱と考えます。子ども・保護者にとって、安心して楽しい場、職員もやりがいを持てる場とするために常勤職員体制が拡充する方向の事業要綱改定も併せて検討いただきたいところです。 モデル実施で始まった、放課後キッズクラブを運営してきた経験から、強く思います。 今後、改訂される基本的な考え方…のもとに、事業要綱が状況・必要性に応じ、より良い場づくりのために、見直しされていくものと願っています。	参考
放課後児童クラブ、キッズクラブは事業内容が異なるものだと思います。同じような「居場所」と記入があることに違和感を覚えます。 全員を対象としている遊びの場のキッズクラブ、生活を基盤としている放課後児童クラブは職員の意識、保護者の意識、こどもの生活内容と充実、大きな差があるのではないのでしょうか。	参考
本当にすべての子どもに対応する施策になっているのでしょうか。 子ども意見や気持ちに寄り添いこれからの方向性を決めていただきたいと切に思います。	参考
「より良い環境づくりや人材確保・人材育成等を進め、更なる質の向上に取り組むための必要な支援」が、ただただ研修の場を提供するだけにとどまらず、待遇面等でも見直しを行っていただけることを望みます。	参考
コロナ禍の在宅勤務の増加に加え、キッズ全校配置の影響等で長年続いてきた学童が継続出来なくなっている様子が心配です。 横浜市の放課後施策として、キッズと学童2本立てで考えるのであれば、もう少し保護者の労力や金銭的な負担が少なくなるような学童への支援を望みます。	参考
改定案)本市では、すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保するため、引き続き、放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業を実施し、必要な支援を継続します。(また多様なニーズ、指向性を踏まえ学区において多様な受け皿が利用できるよう検討していきます。)  理由)事情(定員や活動内容)により放課後児童クラブや放課後キッズクラブを利用しないまたは退所する子どもたちが相当数存在していると思われます。すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所をという目標があるのであれば、保育の質の向上だけでなく「必要な支援を継続すること」や「多様な受け皿を用意すること」も必要ではないのでしょうか。 必要な支援・・・放課後児童クラブの分割・分室補助 ・・・新設補助金の創設、中間支援組織の検討 多様な受け皿・・・より家庭的な小規模放課後児童クラブ ・・・小規模預かり保育 現状初年度20名以上の対象児童数が新設の条件になっているので、小規模放課後児童クラブ(10~19名)はもう増える可能性がない	参考
『より良い環境づくりや人材確保・人材育成等を進め、更なる質の向上に取り組むための必要な支援を行います。』 との記載がありますが、質の向上を図るためにはまず人材の確保が優先されます。放課後児童支援員という資格者の配置を求められる今、有資格者補助員と補助員の時給との比較を考慮すると今の補助金では限界もあり、さらに一向に指導員の待遇も改善されないというのが現状です。人材の確保と長きにわたって勤務継続が可能にできるよう改善を求めます。	参考
人材確保…必要な支援をになっているが、現状では人材確保として足りていない。	参考
中長期的な目標や方向性が必要。統廃合された場合には法人、特に地域立ち上げ型はどうなるのか不安。	参考
今後も現場の声や状況の把握に努めていただき検討を進めていただきたい。	参考



<p>「すべての子どもたちにとって」というのは理想だと思うが、今回コロナを経験して、すべての子どもをキッズクラブで受入れるのはとても無理があると感じた。そして現在のキッズクラブは子どもにとっての安心、安全な場所というよりも、保護者にとって都合の良い場所になっている。毎日預けられている子どもの心の闇が深いと感じる事が多い。仕事が無い日や、学校が休みの日はなるべく子どもを自分で見るなど保護者も少し努力をするようなシステムにする必要がある。学校休業日の預かり時間の前倒しは反対。これ以上キッズクラブで何もかも受入れるのは無理がある。そして障害児は適切な場所でのケアやフォローがとても大事だと思う。</p>	<p>参考</p>
<p>学童のよりよい環境づくりを支援する→とあるが。クラブの現状は小学校から遠く、2年も移転先が見つかっていない苦しい状況です。市でのより強い支援をお願いしたいです。</p>	<p>参考</p>
<p>横浜市立小学校の全校キッズクラブへ転換が終了しました。 キッズクラブ以外の学区外の条件が学期途中で変更され、キッズクラブに登録したい場合には、学区に戻りキッズクラブへ登録してもらう。キッズクラブの登録は、学区の学校に限る。 活動場所（兼用ルーム）が確保できないと、学校に相談して。と言われるが、何度もしています。活動場所は当日確認する状態。ない場合には昇降口にブルーシートを敷いて活動。 生徒数が減らない現状。高層マンション、新築戸建て、乳幼児多数。と、減る要素なし。 定員オーバーしても断ることはできない現状。定員の厳格化。  安全で豊かな居場所の確保、更なる質の向上に取り組む等々、、、現状難しいです。</p>	<p>その他</p>
<p>「こども・子育て支援事業計画」の再検討を望みます。</p>	<p>その他</p>
<p>よろしくお願いします。</p>	<p>その他</p>
<p>今後共、宜しくお願い申し上げます。 どうぞ良いお年をお迎えくださいませ。</p>	<p>その他</p>

※回答内容からクラブ名や個人名が特定される可能性があるものは、一部文言を修正しています。

## 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂（案）

## 現在の基本的な考え方と見直しの方向性

放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方  
（平成26年11月改定）

## 第1 基本的な考え方の目的

この基本的な考え方は、「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する」という観点から、本市の放課後児童育成施策に係る事業（以下、「各事業」という。）の経過及び実施や、平成19年度に総合的な放課後児童育成施策を推進するために設置した「放課後子どもプラン推進委員会」からの意見をふまえ、放課後児童育成施策全体の方向性や各事業に共通する重要事項を定めることにより、事業を効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

## 第2 事業の理念

小学校就学後の学齢期は、子どもたちが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもたちの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、すべての子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことができる社会の実現を目指します。

そのために、各事業は、第一に、すべての子どもたちを対象とします。

第二に、子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。また、子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させるとともに「親子が一緒に楽しむ」という視点で、家庭の子育て力を高めることも重要です。

第三に、子ども・子育て支援法第2条で「子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定められているように、法の基本理念を尊重して、各事業においても、保護者をはじめとする社会のすべての構成員が協力して、地域全体で子どもたちを育てていくことが重要です。

また、各運営主体は、本市が定める条例や規則、要綱等に基づき、保護者の就労状況や地域の特性等に応じて柔軟に事業を実施します。本市は、各運営主体の

[見直しの方向性]

## 第1

《内容追加》

「横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」で検討した事業の見直し内容に取り組んでいくことを記載します。

## 第2

変更なし

[改訂案]

## 第1 基本的な考え方の目的

この基本的な考え方は、「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する」という観点から、本市の放課後児童育成施策に係る事業（以下、「各事業」という。）の経過及び実施や、令和3年度に放課後児童健全育成事業の一層の質的拡充に取り組むにあたり設置した「横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」からの意見を踏まえ、有識者等からなる「横浜市子ども・子育て会議 放課後部会」において、放課後児童育成施策全体の方向性や各事業に共通する重要事項を定めることにより、事業を効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

## 第2 事業の理念

小学校就学後の学齢期は、子どもたちが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもたちの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、すべての子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことができる社会の実現を目指します。

そのために、各事業は、第一に、すべての子どもたちを対象とします。

第二に、子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。家庭以外のつながりを持つことで、子育て家庭の子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減させるとともに、多様な価値観に触れることで、家庭の子育て力を高めることも重要です。

第三に、子ども・子育て支援法第2条で「子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定められているように、法の基本理念を尊重して、各事業においても、保護者をはじめとする社会のすべての構成員が協力して、地域全体で子どもたちを育てていくことが重要です。

また、各運営主体は、本市が定める条例や規則、要綱等に基づき、保護者の就労状況や地域の特性等に応じて柔軟に事業を実施します。本市は、各運営主体の

自主的かつ主体的な取組を支援します。

### 第3 遊び・異年齢交流の場

「遊び・異年齢交流の場」は、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

具体的には、自然と触れ合う等の体験活動や、伝承遊び等の文化活動、地域行事への参加等の交流活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。

### 第4 留守家庭児童の生活の場

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心して過ごせる場を提供することにより、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とします。そのために、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行い、児童の発達・成長と自立を促します。

また、子どもの様子について家庭と日常的な情報交換を行うことで、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援します。

### 第5 人材の確保と養成

各事業において、大きな事業効果をあげるには「人材」が“鍵”となります。特性や環境等が異なる様々な子どもたちが参加する中で、すべての子どもたちにとって魅力的な活動を展開していくためには、スタッフが子どもたちの成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような能力が必要となります。

したがって、子どもたちとの接し方、学校や地域との関わり方、食べることの大切さ等の研修をはじめ、障害のある子どもを含むすべての子どもたちが安心して参加できるよう専門的な研修等を実施し、スタッフの資質向上を図ります。

また、各事業に携わる人材を確保するため、保護者や学生を含めた地域の方々等、年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけ、子どもたちとの触れ合いを通じた学びの機会を提供します。

### 第6 障害のある子どもたちの参加について

障害のある子どもたちにとっても、年齢や性格の異なる子どもたちと一緒に放課後等の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そこで、安全に、安心して参加できるよう、障害の特性に合わせて活動の内容に工夫を加えるとともに、スタッフの資質向上を図り、設備・環境面での安全性に十分に配慮します。

### 第3

変更なし

### 第4

変更なし

### 第5

変更なし

### 第6

《内容追加》

H28年から施行された「障害者差別解消法」やR3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する

自主的かつ主体的な取組を支援します。

### 第3 遊び・異年齢交流の場

「遊び・異年齢交流の場」は、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

具体的には、自然と触れ合う等の体験活動や、伝承遊び等の文化活動、地域行事への参加等の交流活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。

### 第4 留守家庭児童の生活の場

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心して過ごせる場を提供することにより、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とします。そのために、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行い、児童の発達・成長と自立を促します。

また、各運営主体が、子どもの様子について家庭と日常的な情報交換を行うことで、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援します。

### 第5 人材の確保と養成

各事業において、大きな事業効果をあげるには「人材」が“鍵”となります。特性や環境等が異なる様々な子どもたちが参加する中で、すべての子どもたちにとって魅力的な活動を展開していくためには、スタッフが子どもたちの成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような能力が必要となります。

したがって、子どもたちとの接し方、学校や地域との関わり方、食べることの大切さ等の研修をはじめ、障害のある子どもを含むすべての子どもたちが安心して参加できるよう専門的な研修等を実施し、スタッフの資質向上を図ります。

また、各事業に携わる人材を確保するため、保護者、学生を含めた地域の方々等、年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけ、子どもたちとの触れ合いを通じた学びの機会を提供します。

### 第6 障害のある子どもたちの参加について

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもたちにとっても、年齢や性格の異なる子どもたちと一緒に放課後等の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そこで、安全に、安心して参加できるよう、障害の特性に合わせて活動の内容に工夫を加えるとともに、スタッフの資質向上を図り、設備・環境面での安全

また、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び、過ごすことによって、子どもたちは思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくことができます。こうした放課後等の活動によって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

## 第7 要支援家庭への対応

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えてい

ます。このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

各事業においては、子どもの言動を十分に観察し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 第8 運営主体

子どもたちの放課後等の過ごし方は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、特に低学年の留守家庭の子どもたちにとっては授業時間を超えるほど長時間にわたるため、学校教育と同様、非常に重要なことです。

また、いじめ、不登校、非行、児童虐待等、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。

このため、運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業実施ができること等が必要です。

このような条件や課題の中にあって、今後の運営主体については、これまでの「運営委員会」に加えて、公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等を中心とした「法人」を積極的に活用するとともに、放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域に対して、NPO法人の設立等の支援を行

支援に関する法律」を踏まえ、より一層、障害のある子どもたちの参加に努めることを定めます。

## 第7

《内容追加》

児童虐待防止の対策や子どもの貧困対策に取り組むため、関係機関との連携を更に強化することを記載します。

## 第8

《全面改訂》

全校放課後キッズクラブに転換したため、転換前に関連する文言について見直します。

また、運営主体は、法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことを定めます。

性に十分に配慮し、本市は、各運営主体の取組や受入れ体制を支援します。

また、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び、過ごすことによって、子どもたちは思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくことができます。こうした放課後等の活動によって、子どもたちの「共生社会」についての理解を深めます。

## 第7 要支援家庭への対応

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えていることや、子どもの貧困の問題は依然厳しい状況にあり、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたりするなど、子どもの育ちに対する影響が懸念されています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

各事業においては、子どもの言動を十分に観察し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関とのネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。また、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 第8 運営主体

子どもたちの放課後等の過ごし方は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、特に低学年の留守家庭の子どもたちにとっては授業時間を超えるほど長時間にわたるため、学校教育と同様、非常に重要なことです。

また、いじめ、不登校、非行、児童虐待等、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、法令を遵守し、子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。

このため、運営主体は、法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組みます。また、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業実施ができること等が必要です。

特にクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域の方々が立ち上げた、NPO法人や運営委員会が、他の運営主体と同様に、安定的な運営ができる

います。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に各事業の充実を図ります。

なお、各事業においては、子どもたち一人ひとりの特性や取り巻く環境が異なることを念頭におかなければなりません。このため、運営主体にあっては、特定の思想や宗教等に偏ることのないよう、放課後児童育成施策の趣旨を損なうことのないよう留意する必要があります。

## 第9 安全確保

少子化による異年齢児間の交流機会や、都市化に伴う「遊びの場」の減少、また塾や習い事による「遊び時間」の減少等、放課後等の子どもたちの過ごし方は大きく変わってきています。これらの変化や傾向によって、例えば「集団遊びが苦手な子どもが増えている」「うまく転ぶことができない」、さらには「人とぶつかりそうになっても避けることができない」等といった“異変”が現れています。

そこで、各事業では、生命・身体に重大な支障を及ぼすような事故が起きないように、必要な安全管理を行ったうえで、保護者の理解や協力を得ながら、冒険的な遊びや運動能力を養う遊びにチャレンジすること等によって、危険や事故から自らを守る力を養います。

子どもたちを犯罪や非行から守ることにもつなげられるよう、こうした活動についてはより一層、保護者の協力や地域の方々との連携のもとに進めます。

## 第10 保護者の関わりと利用者負担

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした「遊び・異年齢交流の場」は、実費を除き原則無料とします。

また、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的の一つとする「留守家庭児童の生活の場」は、利用者に相応の経済的な負担を求めるものとします。

## 第9

《内容追加》

災害時や感染症対策関連の対応についても定めます。

## 第10

《全面改訂》

「保護者の関わり」から「保護者との連携」に見直し、より一層、保護者と連携して育成支援を行うことを定めます。

よう本市が支援を行います。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、他の運営主体との情報共有を図りながら、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に各事業の充実を図ります。

なお、各事業においては、子どもたち一人ひとりの特性や取り巻く環境が異なることを念頭におかなければなりません。このため、運営主体にあっては、特定の思想や宗教等に偏ることのないよう、放課後児童育成施策の趣旨を損なうことのないよう留意する必要があります。

## 第9 安全確保

少子化による異年齢児間の交流機会や、都市化に伴う「遊びの場」の減少、また塾や習い事による「遊び時間」の減少等、放課後等の子どもたちの過ごし方は大きく変わってきています。これらの変化や傾向によって、例えば「集団遊びが苦手な子どもが増えている」「うまく転ぶことができない」、さらには「人とぶつかりそうになっても避けることができない」等といった“異変”が現れています。また、これまでに経験したことがない大雨による災害の発生や新型コロナウイルス感染症への対策など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、各事業では、生命・身体に重大な支障を及ぼすような事故が起きないように、必要な安全管理を行ったうえで、保護者の理解や協力を得ながら、冒険的な遊びや運動能力を養う遊びにチャレンジすること等によって、危険や事故から自らを守る力を養います。また、災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにします。

子どもたちを様々な事故や犯罪から守ることができるよう、こうした活動についてはより一層、保護者の協力や地域、学校との連携のもとに進めます。

## 第10 保護者の関わりと利用者負担

近年、子育て支援の充実が図られている一方で、子どもの預け先での活動に関心が減っている家庭があります。

一部の家庭では子どもと保護者の過ごす時間も減っており、放課後児童育成事業所が育成支援において果たす役割が大きくなっています。

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、より豊かな放課後の居場所となるよう、それぞれの家庭状況や就労状況を配慮したうえで、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりをより一層促進するための工夫が必要です。

子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした「遊び・異年齢交流の場」は、実費を除き原則無料とします。

また、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的の一つとする「留守家庭児童の生活の場」は、利用者に相応の経済的な負担を求

#### 第11 地域のネットワーク推進

子どもたちが安全かつ充実した放課後等の時間を過ごすことができるよう、各事業と学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図ります。

子どもたちが地域の人たちとの交流や、自然との触れ合い、体験学習等を重ねながら成長していけるように、特定の場所だけで活動するのではなく、プレイパーク、ログハウス、地区センター、野外活動センター、図書館や美術館等、地域の資源を十分活用します。また、このような施設だけでなく、子ども会などの他団体や子どもたちを対象としたスポーツ活動等地域活動との連携や、各事業間での交流を進めることによって、放課後等の居場所のネットワークを築きます。

これらの取組によって、保護者をはじめとする地域の大人たちの子育てへの関心や、自らの役割や責任の自覚につながります。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要だと考えます。

#### 第12 放課後児童育成施策の方向性

本市において、放課後児童育成施策を推進するため、すべての小学校におけるはまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブへの必要な支援を行います。

具体的な事業については、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」における事業計画に定め、この基本的な考え方の示す施策の方向性に基づいて実施します。

#### 第11

変更なし

#### 第12

《全面改訂》

すべての小学校で放課後キッズクラブへの転換が完了したため、今後は事業の一層の質的拡充に取り組むことを定めます。

また、「横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」での検討結果を踏まえ、放課後児童育成施策の方向性を定めます。

めるものとしします。

#### 第11 地域のネットワーク推進

子どもたちが安全かつ充実した放課後等の時間を過ごすことができるよう、各事業と学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図ります。

子どもたちが地域の人たちとの交流や、自然との触れ合い、体験学習等を重ねながら成長していけるように、特定の場所だけで活動するのではなく、プレイパーク、ログハウス、地区センター、野外活動センター、図書館や美術館等、地域の資源を十分活用します。また、このような施設だけでなく、子ども会などの他団体や子どもたちを対象としたスポーツ活動等地域活動との連携や、各事業間での交流を進めることによって、放課後等の居場所のネットワークを築きます。

これらの取組によって、保護者をはじめとする地域の大人たちの子育てへの関心や、自らの役割や責任の自覚につながります。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要だと考えます。

#### 第12 放課後児童育成施策の方向性

本市では、すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保するため、引き続き、放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業を実施し、放課後等の居場所を提供します。

また、今後も各事業の関係者の意見を聞きながらより良い環境づくりや人材確保・人材育成等の検討を進め、更なる質の向上に取り組むための必要な支援を行います。

具体的な事業については、「子ども・子育て支援事業計画」に定め、この基本的な考え方の示す施策の方向性に基づいて実施します。

6		放課後の居場所		事業内容	
本 年 度		千円			
		11,028,893			
前 年 度		9,413,647			
差 引		1,615,246			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	3,392,316			
	県	2,805,033			
	その他	825			
	市 費	4,830,719			
				<p>全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。</p> <p>子どもたちにとって、より安全で豊かな放課後の居場所となるよう、補助体系を見直すとともに国の支援メニューを一層活用することで、医療的ケア児の受入れの支援や職員の事務負担軽減に必要な支援、人材確保や人材育成の支援等の質の維持・向上に取り組みます。</p> <p>また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。</p>	
				<p><b>1 放課後キッズクラブ事業&lt;拡充&gt;</b> <b>77億5,017万円</b> (64億4,464万円)</p> <p>学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。</p> <p>(1) <u>放課後キッズクラブの運営&lt;拡充&gt;</u>  <u>保護者からのニーズを踏まえて、土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から原則8時に前倒します(夏季休業から実施)。</u> (通常期と比較して預かり時間が長い7・8月の利用料について、月額500円の割増しを行います。)  <u>あわせて、夏季休業中に支援単位が増えるクラブへの加算等に取り組みます。</u>  (運営か所数：338か所)</p> <p>(2) <u>放課後キッズクラブの整備等&lt;拡充&gt;</u>  <u>学校の建替えに伴うキッズクラブの活動場所の整備や、既存クラブの設備修繕等を行います。</u>  (実施設計：9クラブ、工事：3クラブ)</p>	
				<p><b>2 放課後児童クラブ事業&lt;拡充&gt;</b> <b>31億5,882万円</b> (28億5,325万円)</p> <p>地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。</p> <p><u>保護者のニーズに合わせて、夜間や学校休業日の朝の時間帯に基準時間よりも長い時間を開所しているクラブに対し補助を加算し、実績に応じた支援に取り組みます。また、補助金制度の見直しにより事務を簡略化することで運営に携わる保護者の負担軽減に取り組みます。</u></p> <p>その他、エアコンやトイレ、非接触型の蛇口の設置など感染症対策のための施設の簡易改修の補助を行います。</p> <p>(運営か所数：224か所)</p>	
				<p><b>3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</b> <b>8,731万円</b> (8,317万円)</p> <p>一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。</p> <p>(運営か所数：5か所)</p>	
				<p><b>4 プレイパーク支援事業</b> ※環境創造局との共管事業 <b>3,259万円</b> (3,259万円)</p> <p>地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。</p> <p>(実施団体数：25団体)</p>	



【放課後キッズクラブの活動】

## 5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組<新規・拡充>

※予算額は1～3を含む

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業）について、放課後の居場所の質の維持・向上を図るため、様々な支援に取り組めます。

### (1) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブへの支援<拡充>

#### ア 育成支援体制強化加算の新設<新規>

現場職員の負担となっている事務や雑務を含む周辺事務等に対する新たな補助を行うことで、職員が子どもの育成支援に注力できる環境づくりに取り組めます。

#### イ 医療的ケア児の受入れ支援<新規>

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師等を配置した場合の支援に取り組めます。

#### ウ 保護者負担減免制度

経済的な理由でお困りの場合でも利用ができるよう就学援助制度を利用する世帯等を対象として、保護者負担減免（上限2,500円/月）の支援を引き続き行います。

### (2) 放課後児童育成事業への支援<拡充>

#### ア 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、現在実施しているウェブサイトやチラシでの周知による放課後児童育成事業の認知度向上を図ることに加え、クラブが採用したい人材に合わせた効果的な広報手段（SNS等）の活用や周知先の拡大等の広報を強化していきます。

また、新採用者向け研修やマネジメント研修に離職防止の視点を盛り込むなど、職員及び運営主体への支援に取り組めます。

#### イ 人材育成<拡充>

##### (ア) 従事する職員向け研修

職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた障害理解や子どもの健全育成の講座など、様々な研修を充実させます。

また、研修の実施にあたってはオンラインやオンデマンド化とすることで受講機会を拡充するとともに、職員の経験年数等のレベルに応じた講座を増設し、個々のキャリアに即した知識・技術を身に付けることができる研修としていきます。あわせて、事業に携わる職員の交流機会の創出に取り組めます。

##### (イ) 運営主体向け研修

運営主体による人材育成や風通しの良い職場運営が一層進むよう人材育成研修の実施や、運営主体の関心が高いコンプライアンスや防災等のオンデマンド研修を行います。

また、補助金事務や職員配置の考え方等をわかりやすくまとめた動画の配信を行います。

#### ウ 地域・民間事業者等との連携支援<新規>

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援を行います。



【放課後児童クラブの課外活動】